

包括外部監査の結果に基づく措置等の状況通知<平成22年度包括外部監査の結果報告書【不動産を中心とした財産の管理及び運用】>

「措置等の状況」/令和7年6月2日現在

【A 措置済/実施済】基準日までに再発防止策等を実施したもの	48件
【B 措置済/決定済】再発防止策等を基準日までに実施することを決定したもの	36件
【C 未措置/検討中】再発防止策等を実施する（しない）ことを基準日現在で検討しているもの	1件
【D 未措置/未実施決定済】再発防止策等を実施しないことを決定したもの	21件

番号	回答部課名	頁	分類	件名	内容	①措置等の状況	②発生原因	③措置内容 ③検討中の理由 ③措置等を講じない理由	④組織としての再発防止策又は改善策等	⑤調整課	最終回答基準日
1	税務財産部 財産管理課	14	指摘	財産に関する調書	財産に関する調書は、法律で作成が定められた書類であり、根拠となる公有財産台帳の数値に基づいて作成する必要があります。公有財産台帳の数値と差異が生じている場合には、差異の内容を検証の上、正しい数値に修正する必要があります。	A 措置済/実施済	公有財産台帳を管理するシステムで、入力締切り(年次更新)後も各課から台帳入力への依頼があり、強制的にシステムを操作したり、台帳上の数字を変更してきた結果、数値の差異が生じてきたと思われる。	今年度当初に資料を作成した時点で、財産に関する調書とその根拠となる公有財産台帳の数値は合致している。公有財産台帳の数値については各課で確認作業を実施しており、公有財産の状況が正しく記載されたものである。	平成25年当初に是正済み。引き続き、年度途中の異動があれば、公有財産管理システムに反映させていく。		平成26年2月28日
2	税務財産部 財産管理課	26	指摘	公有財産台帳	評価額の計算に用いられている土地の面積は、固定資産税の評価において登記地積が用いられているため、公有財産の土地評価に際しても登記地積が使用されています。しかし、公有財産については、公有財産管理規則第39条第4項において台帳に記載する土地の面積は『すべて実測面積による』とされています。土地評価額の算定について登記地積と実測地積の数値が異なる場合は、実測地積により評価額を算定する必要があります。	B 措置済/決定済	土地の評価を表す数値が固定資産税の評価額しかないため、公有財産の土地評価においても同数値を使用していた。固定資産税の評価は登記簿地積を基に計算されているため、実測地積を計算する形とはなっていない。	公有地を全て実測することは現実的には不可能であるが、平成25年10月に、全ての公有財産について状況調査を実施した。この結果を踏まえ、次回更新時(平成26年5月)に実測地積への修正を実施するとともに固定資産税評価と整合を図っていく。	次回更新時(平成26年5月)に合わせ、公有財産状況調査結果及び資産税課の土地情報を基に、実測されたものについては随時実測面積を公有財産管理システムへ入力し、公有財産台帳へ反映させていく。引き続き、各課に情報提供を求め、修正を図っていく。		平成26年2月28日
3	社会部 小原支所	29	意見	小原支所多目的用地	中央公民館駐車場の跡地の一部は、主にとよたおいでんバスの利用者のための駐車場として利用されています。しかし、バス利用者向けの駐車場である旨の看板等はなく、おいでんバス等を利用しない人でも駐車することができる状況にあります。そのため、バス利用者向けの駐車場であり、バス利用者以外使用できない旨の看板等を立てる等の対策を行うことが望まれます。	A 措置済/実施済	現地視察時において、当駐車場が、バス利用者以外の住民でも自由に駐車できる状態であった。	交通政策課と協議をし、パーク&バスライドの駐車場として登録するとともに、看板を設置済み。	看板により、駐車場の適切な利用を促す。	交通政策課	平成23年3月31日
4	社会部 小原支所	29	意見	小原支所多目的用地	老人憩いの家及び中央公民館の跡地については、「小原地区定住促進計画」において宅地として分譲することを検討しています。しかし、担当部課の方からは、定住促進計画立案の際に豊田市内の民間業者に開発意欲を確認したところ小原地区の開発意欲は高くなかったという話を聞いています。そのため、豊田市が宅地分譲を行った場合には、開発費用を回収できないことも考えられます。従って、宅地として分譲する場合には、予め定住促進という目的に照らして、どの程度までの赤字が許容されるのかについても検討することが望まれます。また、その際には、市が事業主体となって造成工事等を行うのではなく、造成前の土地を民間業者に売却し、民間業者に造成、販売を委託するなど民間の活力を利用する余地がないかも再度検討することが望まれます。	B 措置済/決定済	定住促進計画では、対象物件の宅地化を立地状況のみで判断しており、費用対効果に及ぶ検討をしていなかった。	○先行の宅地分譲地の状況 1 さくら台(大草町)：分譲6区画に対し完売 2 つくしヶ丘(西細田町)：分譲15区画に対し完売 3 遊屋町分譲宅地：分譲5区画に対し完売 ○住宅用地の需要調査 空家バンクは常に物件待ちで、地区内の民間アパートにも空き部屋がない。移住用地への潜在的需要は多い。 ○その他検討事項 施設用地内の懸案民地2筆中、1筆については豊田市に移転登記を完了した。土砂災害防止法による規制区域調査を完了した。 分譲に当たって懸案民地が障害とならない計画にしていこうとした。 ○定住促進による赤字許容範囲と民間活力の利用検討について 遊屋住宅分譲地等の先例を参考に決定する。	○施設内民地処理の状況 懸案民地については、現状の形質を変更することなく、分譲土地に含めない方向で計画する。 ○今後の処理方針 合併以来1割近くの人口減少があり、過疎化が進む当地区では、過疎対策や高齢者に対する住宅施策が重要な課題となっている。 土砂災害防止法に基づく危険箇所調査の結果もレッドゾーン及びイエローゾーンに該当しないことから、遊屋住宅分譲地等の先例を参考に、市が主体となって取り組んでいくこととする。		平成28年2月29日

番号	回答部 課名	頁	分類	件名	内容	①措置等の 状況	②発生原因	③措置内容 ③検討中の理由 ③措置等を講じない理由	④組織としての再発防止策又は改善策等	⑤調整 課	最終 回答 基準日
5	総務部 管財課	30	指摘	稲武押山地区 振興施設	押山自治区集会所として利用されている建物は、平成20年度に議会で決議のうえ、自治区に無償譲渡されています。しかし、公有財産台帳上は、平成22年度まで譲渡の処理が行われていません。公有財産の異動の処理を適時に行う必要があります。	A 措置済 ／実施済	所管課からの報告、管財課での確認が取れていなかったため入力処理が遅れた。	譲渡の異動処理を実施済み。	所管課からの報告を受けて入力処理を管財課が行っているが、各所管課が直接異動入力できるようになれば、情報の漏れの防止や適時の対応が可能と考えられる。システムの改修と合わせて検討していく。 平成23年度においてすぐに対応することはできないため、まずは各所管課へ4半期ごとに報告の通知を送信し、徹底を図る。		平成23 年3月3 1日
6	税務財 産部 財産管 理課	31	指摘	稲武押山地区 振興施設	グラウンド部分には、押山老人倶楽部集会所の看板が掲げられた建物が建設されました。この建物は、旧稲武町時代にゲートボールの休憩所として設置されたものであり、市の建物ではありません。 豊田市は、建設の事実を把握していなかったため、使用貸借等の契約は締結されていません。今後、この建物の使用の是非を検討した上で、使用貸借等の契約を締結するなど適切な対応を行うことが必要です。	A 措置済 ／実施済	旧稲武町時代にゲートボール利用者の休憩所として設置されたものである。設置の経緯等は不明である。	グラウンド部分については、平成22年度に公園課への所属換を実施している。土地の管理については、自治区と覚書を締結している。	引き続き、自課も含め、公有財産管理規則に基づき、適切な処理がなされるよう指導していく。	公園課	平成26 年2月2 8日
7	総務部 管財課	31	意見	稲武押山地区 振興施設	押山自治区集会所施設用地については、市から押山自治区に無償で貸与されています。しかし、押山自治区では、駐車場利用者に対して、押山区長名義で駐車協力費の名目で1日300円の支払を求めています。旧稲武町時代に釣り人や川遊びをする際に駐車する方がいたため、駐車場の看板を立てたものであり、豊田市に合併後は駐車協力費を徴収していません。 看板の撤去を早急に自治区に求めることが望まれます。	A 措置済 ／実施済	旧稲武町時代に振興施設近くの川で釣りや川遊びをする人がおり、無断で駐車する人がいたため自治区が駐車場協力費として看板を立てていた。合併時、引き継ぐとき現場の確認をしなかった。	自治区に看板の撤去を求め、速やかに撤去する回答をもらった。早期に現地確認を実施する。	所属・所管換えされる公有財産において、引渡し課からの情報だけでなく必ず現地確認を両者で行い、状況を把握してから引継ぎを行うようにする。		平成23 年3月3 1日
8	総務部 管財課	32	指摘	稲武押山地区 振興施設	稲武押山地区振興施設用地は、公用又は公共用に供されておらず、また、供することも決定されていないため、行政財産ではなく、普通財産とする必要があります。	A 措置済 ／実施済	所管課からの報告、管財課での確認が取れていなかったため、入力処理が遅れた。	普通財産への変更処理を実施済み。	所管課からの報告を受けて入力処理を管財課が行っているが、各所管課が直接異動入力できるようになれば、情報の漏れの防止や適時の対応が可能と考えられる。システムの改修と合わせて検討していく。 平成23年度においてすぐに対応することはできないため、まずは各所管課へ4半期ごとに報告の通知を送信し、徹底を図る。		平成23 年3月3 1日
9	総務部 管財課	32	指摘	旧あゆみ保 育園	旧あゆみ保育園の敷地については、行政財産として登録されていますが、公用又は公共用に供されたものではなく、また、供することも決定されていないため、行政財産ではなく、普通財産とする必要があります。	A 措置済 ／実施済	公証人を実質的な国家公務員として扱い、その執務を行う場所であることから公用・公共用として使用すると判断し、旧あゆみ保育園の貸付部分を行政財産として処理していた。	公証人の位置付け、愛知県内の公証人・公証役場と自治体の関係を調査した結果、公用・公共用として取扱いを行う必要はないと結論付けができたため、平成23年度から普通財産に切り替え、公証人と貸付場所について賃貸借契約を締結する。	普通財産として保有すべきものを行政財産として取り扱っていないかを確認し、是正すべきところは適切に処理を行っていく。		平成23 年3月3 1日
10	総務部 管財課	33	指摘	旧あゆみ保 育園	旧あゆみ保育園の建物のうち、公証役場に賃貸している部分についても行政財産とされていますが、豊田市の行政目的に使用していないため、行政財産ではなく、普通財産とする必要があります。	A 措置済 ／実施済					平成23 年3月3 1日
11	税務財 産部 財産管 理課	34	意見	二区西部 自治区	二区西部自治区の土地は、毘森公園の一角にあります。隣接地との境界が設けられていないため、土地の境界があいまいとなり、問題が生じるおそれがあります。隣接地との境界を明確にすることが望まれます。	D 未措置 ／未実施決 定済	昭和55年度に自治区持(大字持)財産を市へ名義変更したときに、単純に名義を貸すだけで境界確定を明確にしていなかったと思われる。	平成23年度に認可地縁団体設立を働きかけ、自治区名義とするよう促したが実現しなかった。この時点で、自治区所有の土地については、自治区として必要性を感じない限りは市として測量を求めることはできないと判断した。	自治区所有の財産については、当該自治区の認可地縁団体化が図られた段階で順次、名義を自治区に変更していく。		平成26 年2月2 8日

番号	回答部課名	頁	分類	件名	内容	①措置等の状況	②発生原因	③措置内容 ③検討中の理由 ③措置等を講じない理由	④組織としての再発防止策又は改善策等	⑤調整課	最終回答基準日	
12	税務財産部 財産管理課	34	意見	二区西部 自治区	二区西部自治区の土地は、実質的な所有は自治区にあります。名義のみ豊田市に帰属しています。平成3年の地方自治法の改正により自治区であっても市長の認可を受けた場合には、法人格を取得し、自治区名での不動産登記を行うことが可能となっています。そのため、過去の経緯はありますが、土地の所有を豊田市名義から自治区名義に変更するように自治区に働きかけを行うことが必要です。	D 未措置 ／未実施決定済	二区西部自治区用地は昆虫公園(総合公園)内にあり、自治区で土地を所有できないことから昭和55年度に自治区持(大字持)財産を市へ名義変更した。	平成23年度に地域支援課から地縁団体設立の働きかけを行ったが、自治区側の事情により設立には至らなかった。その際、市として引き続き働きかけを行っていくものの、強制力はないため、自治区側の事情が変化するのを待つ以外ないと判断した。	平成24年3月から地域支援課が全自治区に配布する「地域運営の手引」に自治区持財産の返還に関する案内を掲載し、市から自治区に名義を戻すよう働きかけている。(名義変更の事務フロー有り)	地域支援課	平成26年2月28日	
13	総務部 管財課	35	指摘	旧豊田市福祉センター	福祉センター跡地の一部は、スカイホール豊田の建設に際して歩道として利用されることとなりました。この変更部分については、台帳上も、変更時に福祉センター跡地から歩道に振り替える必要がありました。	A 措置済 ／実施済	所管課からの報告、管財課での確認が取れていなかったため入力処理が遅れた。	歩道への異動処理を実施済み	所管課からの報告を受けて入力処理を管財課が行っているが、各所管課が直接異動入力できるようになれば、情報の漏れの防止や適時の対応が可能と考えられる。システムの改修と合わせて検討していく。 平成23年度においてすぐに対応することはできないため、まずは各所管課へ4半期ごとに報告の通知を送信し、徹底を図る。		平成23年3月31日	
14	都市整備部 建築住宅課	36	指摘	大蔵分譲地	大蔵分譲残地は、10,826千円で販売されていますが、公有財産台帳上の評価額は19千円となっており、販売価格と評価額に大きな乖離があります。この理由は、土地の現況が宅地であるにもかかわらず、公有財産台帳上の評価を雑種地として行ったためです。公有財産台帳上の土地の評価を現況にあわせて宅地として行うことが必要です。	D 未措置 ／未実施決定済	公有財産台帳上の評価額については、資産税課の評価を採用しているため。	公有財産台帳の評価額については、全庁的な方針が決定されているため。	公有財産管理システムの再構築時に評価方法を検討する。	総務部 管財課	平成23年3月31日	
15	都市整備部 建築住宅課	37	意見	大蔵分譲地	大蔵分譲のこの区画以外の30区画については募集開始後現在に至るまでの間に成約に至っているにもかかわらず、この区画が15年もの間成約に至らなかった一因として、この区画の一边は急勾配となっており宅地利用としての利便性に欠けるという印象が否めないことも考えられます。また、平成7年の募集開始から15年近くも分譲宅地として売れ残っており、その間、当該分譲地の造成に投下された資金は他の利用機会を逸していることになり資金の効率的利用といった観点から問題があります。また、過去に二度の価格改定を実施したにもかかわらず成約に至らなかった点を考慮すると、これまでの販売に難航した事例の要因等を十分に分析し、宅地としての形状・立地などの利便性を勘案した上で造成を考慮することが適当であると考えられます。なお、当区画については平成22年度に既に値下げを実施しましたが、その後も成約が見込めないようであれば更なる値下げ等も含め、売却のための手立てを講じる必要があります。	D 未措置 ／未実施決定済		平成22年12月27日に譲受申込があり、平成22年度内に売却できる予定となった。				平成23年3月31日
16	環境部 ごみ減量推進課	39	意見	旧足助町ごみ収集詰所	旧足助町ごみ収集詰所の今後の利用については、現在稼働している足助地区の清掃詰所の移転候補地として検討していく方針はあるものの、現在の足助地区の清掃詰所の規模の方が大きいことから、移転するには困難が伴います。そのため、未利用地となっているこの土地を有効活用するための実現可能な具体的な計画を策定する必要があります。行政財産として将来の特定の行政目的に利用する実現可能な具体的な計画がないのであれば用途廃止を行い、普通財産として管理し、売却も含めた検討を行う必要があります。	B 措置済 ／決定済	合併に伴う財産引継により取得したもので、旧足助町当時の使用目的を「清掃詰所用地」としていたことで、当課で所管することとなったため。	清掃業務課との協議の結果、平成26年度から足助地区におけるごみ収集を委託化する(平成26年3月議会にて予算化)。よって、ごみ収集の拠点としての利用はなくなったため、普通財産化に向けた調整を行っていく。	資産台帳の年度毎の確認時において、行政目的として必要かどうかについても確認する。		平成26年2月28日	

番号	回答部 課名	頁	分類	件名	内容	①措置等の 状況	②発生原因	③措置内容 ③検討中の理由 ③措置等を講じない理由	④組織としての再発防止策又は改善策等	⑤調整 課	最終 回答 基準日
17	上下水道局 地域水道課	40	指摘	旧小渡簡水取水場	旧小渡簡水取水場では、一部に近隣住民の駐車場として利用されるなどの無断使用が発見されましたので、適切な管理が必要です。また、井戸のかぶせ蓋は施錠されていないため、転落防止の観点から施錠管理が必要です。	A 措置済 ／実施済	旧小渡簡水取水場の休止に伴い施設の安全対策を講じたが、その後の施設の維持管理に適切さを欠いた不備	立入禁止看板を設置し、周辺住民に周知を図った。また、井戸蓋を固定(施錠)し安全確保を図った(3月中旬)。	土地台帳に基づき、各施設について担当者を中心に現地調査を行い、土地及び施設の適切な管理の徹底を図る。		平成23 年3月3 1日
18	上下水道局 地域水道課	40	指摘	旧小渡簡水取水場	旧小渡簡水取水場の土地については、今後の利用可能性がないことから、用途廃止を行い、普通財産として売却も含めた検討を行う必要があります。	B 措置済 ／決定済	旧小渡簡水取水場の休止後、再利用計画の検討したが休止の状態で放置し、財産管理に適切さを欠いた不備	既存施設の撤去を含め、平成29年度の上水道事業への統合までに普通財産として管理し、処分を検討する。	土地台帳に基づき、各施設について担当者を中心に現地調査を行い、土地及び施設の適切な管理の徹底を図る。		平成23 年3月3 1日
19	上下水道局 地域水道課	42	指摘	旧宇内戸飲 供配水場	旧宇内戸飲供配水場土地は行政財産として管理されていますが、施設が休止中であり今後の利用見込みがありません。用途廃止し、普通財産として管理することが適当です。	B 措置済 ／決定済	旧宇内戸飲供配水場の休止後、再利用計画の検討したが休止の状態で放置し、財産管理に適切さを欠いた不備	既存施設の撤去を含め、平成29年度の上水道事業への統合までに普通財産として管理し、処分を検討する。	土地台帳に基づき、各施設について担当者を中心に現地調査を行い、土地及び施設の適切な管理の徹底を図る。		平成23 年3月3 1日
20	環境部 ごみ減 量推進 課	43	意見	資源化施 設用地	公有財産の評価における固定資産税の土地評価方法は、数ある評価方法の一つにしかすぎません。資源化施設予定地のように、固定資産税の評価方法による算定額が実際の取引価額と著しく相違する場合には、他のより適切な評価方法を適用して、評価額を算定することが必要です。	B 措置済 ／決定済	用地取得の際は、現況評価での売買価格でなく、宅地評価での売買価格を採用したため。その後、当該用地については施設整備が実施されず、台帳に表記される評価額は現況評価を用いられることから価格の相違が生じたため。	財産管理課が基準とする評価額の算定方法であるため、現在の評価額を据え置く。	財産管理課が基準とする評価額の算定方法であるため現在の評価額を据え置く。		平成26 年2月2 8日
21	環境部 ごみ減 量推進 課	43	意見	資源化施 設用地	資源化施設予定地の今後の利用については、事業計画が見直されることとなっています。今後の事業計画の見直しの過程において、事業計画の実現可能性が乏しくなる場合は用途廃止により、普通財産とする必要があります。	A 措置済 ／実施済	一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の資源化施設整備計画用地(プラスチック製容器包装資源化第2施設・埋めるごみの破碎施設)として取得した物であるが、商品製造者による製造容器の減容化等によるプラスチック製容器包装の排出量の伸び悩みや、経済不況等による埋めるごみの資源化計画の見送りで施設整備が実施されなかったため。	平成26年11月に、公有地の廃止・転用調整依頼書にて他所属での活用を調査した結果、利用先が見つかり、平成27年3月1日付けで所管替えを実施	ごみ処理施設整備に関する用地を確保する場合には、将来のごみ処理状況を適切に判断し、長期に未利用にならないよう努める。		平成27 年2月2 8日
22	市民福 祉部 介護保 険課	45	指摘	東部地区 福祉施設 用地	東部地区福祉施設及びその周辺用地の評価額は行政財産部分も普通財産部分も12億円余と算定されています。評価単価は、どちらの土地も34,115円でした。現況の面積が2倍以上違うにもかかわらず、評価額がほぼ同額となった理由は、一体として取得した土地を福祉施設に貸し付ける際に、行政財産と普通財産に区分しましたが、どちらの土地も、台帳地積を当初の35,800㎡のままとしているため、評価単価に台帳地積を乗じることにより12億円余の評価額と算定されました。現況地積により計算すると、行政財産は、698百万円、普通財産は338百万円と計算されます。土地の現況に合わせて適切な評価を行うことが必要です。	B 措置済 ／決定済	○管財課から以下の内容を確認している。 公有財産管理台帳システム上の問題である。 ・一筆土地を「普通財産」と「行政財産」に分割して区分する登録する場合には、評価額が分割できないため、それぞれに全体の評価額で計上されることとなる。	財産管理課へ評価額の按分修正を依頼し、正しい金額に修正する。(平成26年度から対応)	毎年度、財産管理課へ評価額の按分修正を依頼し、正しい金額に修正するとともに、当該事項の引継ぎを徹底する。	管財課	平成26 年2月2 8日
23	福祉保 健部 高齢福 祉課	45	意見	東部地区福 祉施設用地	行政財産とされている土地は、福祉施設用地として取得されたものの、施設の核をなす誘致施設の底地は貸付対象であることから普通財産となっています。行政財産とされている土地は事業者の施設への進入道路、法面などの施設付随部分にすぎません。付随部分の土地は、主たる施設の敷地と同じ財産区分とすることが適当と考えます。	B 措置済 ／決定済	施設用地として貸与する土地については、必要最小限の面積を「普通財産」として取り扱い、それ以外の用地については「行政財産」として区分したことによる。	本意見への措置については、No.22の措置と併せて検討する必要があるが、現在「行政財産」として区分されている土地は、用地全体を「普通財産」として区分することを検討中である。	今後取得、用途変更される公有財産については、その用途によって、行政財産と普通財産のいずれかに分類されるかを判断することを徹底する。		平成23 年3月3 1日

番号	回答部課名	頁	分類	件名	内容	①措置等の状況	②発生原因	③措置内容 ③検討中の理由 ③措置等を講じない理由	④組織としての再発防止策又は改善策等	⑤調整課	最終回答基準日
24	福祉保健部 高齢福祉課	45	意見	東部地区福祉施設用地	東部地区福祉施設用地においては、高齢福祉課所管の2施設、障がい福祉課所管の1施設の敷地を設置事業者が管理しています。 市では行政財産となっている、環状線から施設への進入路(約200m)の管理をしていますが、この進入路は専ら設置事業者及び施設利用者が利用している状況にあります。また、当該進入路沿いの街路灯についても市が管理しており、電気代も市が負担していますが、使用状況等の実態に鑑みて、設置事業者管理とすることが適当です。	A 措置済 ／実施済	・必要最小限の用地について、施設設置者と使用貸借契約書を締結している。 ・使用貸借契約書では、貸与する用地の管理等を規定しており、それに基づき貸与する用地については、施設設置者が管理することとなるものの、それ以外の土地については、市の管理となることによる。	東部地区福祉用地への進入路等の管理に関する協定書を平成24年10月1日付で締結した。	次の3点について、平成24年10月1日から(社福)恩賜財団愛知県同胞援護会が維持管理を行う。 ・進入路、遊歩道及び進入路附帯設備(以下進入路等)の維持管理 ・街路灯の電気使用料及び消耗品の交換 ・進入路等の不法投棄物の処理		平成25年2月28日
25	市民福祉部 地域福祉課	48	指摘	特定民間施設及びその周辺用地	特定民間施設及びその周辺用地の評価額は行政財産部分も普通財産部分も評価単価は、25千円/㎡でした。当該土地は、普通財産2筆、行政財産3筆の計5筆からなっています。普通財産、行政財産それぞれの最も大きな土地は、当初11,839㎡の土地でしたが、貸し付ける際に普通財産4,411㎡、行政財産、7,428㎡に区分されました。しかし、どちらの土地も、台帳地積は当初の11,839㎡のままとしているため、評価単価に台帳地積を乗じることにより評価額が過大になっています。 現況地積により計算すると、行政財産は216百万円、普通財産は111百万円と計算されます。土地の現況に合わせて適切な評価を行うことが必要です。	B 措置済 ／決定済	○管財課から以下の内容を確認している。 公有財産管理台帳システム上の問題である。 ・一筆土地を「普通財産」と「行政財産」に分割して区分する登録する場合には、評価額が分割できないため、それぞれに全体の評価額で計上されることとなる。	財産管理課へ評価額の按分修正を依頼し、正しい金額に修正する。(平成26年度から対応)	毎年度、財産管理課へ評価額の按分修正を依頼し、正しい金額に修正するとともに、当該事項の引継ぎを徹底する。	管財課	平成26年2月28日
26	福祉保健部 高齢福祉課	48	意見	特定民間施設及びその周辺用地	特定民間施設及びその周辺施設の土地は「豊田ほっとかん構想」に基づいて取得された一体の土地ですが、「ほっとかん」、市が借上げを行っている「温浴施設じゅわじゅわ」は貸付の対象となっており、普通財産となっています。「温浴施設じゅわじゅわ」は公の施設であり、本来、当該温浴施設の底地に該当する部分は行政財産と考えることが適当です。 なお、当該土地は、複数の施設に貸与されているため、公の施設を含む複数の施設に土地を貸与する際の財産区分の方法について検討することが望ましいと考えます。	D 未措置 ／未実施決定済	温浴施設じゅわじゅわは、公の施設であるものの、建物の所有者である(株)豊田ほっとかんから借りているものであるため、施設としては行政財産となっておらず、普通財産として管理することが適当であると判断していることによる。	・建物の所有者は、(株)豊田ほっとかんであり、「温浴施設じゅわじゅわ」については、施設所有者から借りて運営しており、建物は行政財産となっていない。 ・そもそも本件用地は、(株)豊田ほっとかんの賃貸借契約が締結されており、その施設の一部が公の施設となっているとしても、施設全体としては、賃貸借契約を締結した用地として、普通財産として区分する方が適切であると判断したため。	今後取得、用途変更される公有財産については、その用途によって、行政財産と普通財産のいずれかに分類されるかを判断することを徹底する。		平成23年3月31日
27	福祉保健部 高齢福祉課	48	意見	特定民間施設及びその周辺用地	行政財産とされている周辺施設の土地は駐車場や施設への進入道路などの施設付随部分ですが、貸与施設の敷地(現状は普通財産)と別の財産区分となっています。貸与施設と併せて利用に供されていることから、貸与施設の敷地と同じ財産区分とすることが適当です。	D 未措置 ／未実施決定済	施設用地として貸与する土地については、必要最小限の面積を「普通財産」として取り扱い、それ以外の用地については「行政財産」として区分したことによる。	主に温浴施設じゅわじゅわ及び西部コミュニティセンターの利用者の駐車場等で使用されている。現状の用途を踏まえ、行政財産として区分する方が適切であると判断したため。	今後取得、用途変更される公有財産については、その用途によって、行政財産と普通財産のいずれかに分類されるかを判断することを徹底する。		平成23年3月31日
28	福祉保健部 高齢福祉課	49	意見	特定民間施設及びその周辺用地	特定民間施設の貸付部分の評価額は25,159円/㎡となっています。しかし、①当該土地は西部コミュニティセンター等の8筆が同一の利用形態とみなされて同一画地とされていること、②ほっとかんの建物は8階建であり上層部はケアつきマンションとなっていることから、賃貸料の算定に当たり、マンションにおける固定資産税の評価方法に準じて小規模住宅用地の特例を適用しています。この結果、賃貸料の算定基礎となる固定資産税課税標準額は5,848円/㎡となっています。 この小規模住宅用地の特例は、個人所有が多い小規模住宅用地について固定資産税負担を軽減するための措置であるため、法人が負担する土地賃貸料の算定の際にも一律に適用することについては、再検討が必要と考えられます。	D 未措置 ／未実施決定済	豊田市公有財産管理規則第27条に基づき使用料を算定している。	・豊田市公有財産管理規則に基づき算定している。 ・市内の設置されている同種の施設についても、運営する法人に対して、同様に小規模住宅用地の特例が適用されて算定されている。 ・よって、現状の算定方法について、変更することは考えていない。	今後も普通財産の貸付においては、公有財産管理規則に基づき、適切な事務を進めていく。		平成23年3月31日
29	福祉保健部 高齢福祉課	50	意見	特定民間施設及びその周辺用地	特定民間施設の敷地内の共用部分には、自動販売機が設置され、物販業者が利用していました。共用部分の利用については、賃貸人及び借借人の双方の合意の下に行うことが適切であり、市の担当部局が認識していないまま利用されている状況は改めるべきものと考えます。	B 措置済 ／決定済	施設の所有者は、(株)豊田ほっとかんであり、共用部分についても、所有権に基づく対応は、(株)豊田ほっとかんが有するものと判断していたため、確認作業の必要性を認識していなかった。	・毎月の実績報告書において、①翌月の予定、②当月の実績、を記載することとする。 ・平成23年度から実施	施設の利用実態の適切な把握に努める。		平成23年3月31日

番号	回答部課名	頁	分類	件名	内容	①措置等の状況	②発生原因	③措置内容 ③検討中の理由 ③措置等を講じない理由	④組織としての再発防止策又は改善策等	⑤調整課	最終回答基準日
30	環境部 清掃施設課	51	指摘	渡刈清掃工場	旧「渡刈清掃工場」は既に操業を停止していますが、建物台帳上は処理がされず、行政財産のままとなっています。一部利用している部分はあるものの、本来の用途である清掃工場としては利用されていません。操業を停止した段階で、台帳上は用途廃止の処理を行い行政財産から普通財産に切り替えることが必要でした。	A 措置済 ／実施済	平成19年4月1日に渡刈清掃工場の操業を停止したが、プラントホーム等の一部については、プラスチック製容器包装圧縮梱包品等の一時保管場所として継続使用していたため、行政財産から普通財産へ切り替える必要がないと判断してしまっ	平成23年1月31日付けで行政財産用途廃止伺書を管財課へ提出し、普通財産へ変更済み。	包括外部監査の指摘事項を課内で十分情報共有し、職員の認識の統一化を図る。		平成23年3月31日
31	環境部 清掃施設課	52	指摘	渡刈清掃工場	旧「渡刈清掃工場」の建物は8億円余と評価されています。しかし、平成19年4月に廃止届が提出され、平成22年12月から解体されることとなっています。廃止されているため、行政サービスを提供しておらず、解体されるため売却等による資金の流入見込みもありません。したがって、解体による廃材の売却可能価額から解体工事費見込額を控除した額を評価額とすることが理論上適当です。しかし、前述の金額は、マイナスとなると考えられるため、0円又は備忘価格1円として評価することが適当です。	B 措置済 ／決定済	平成19年4月1日に渡刈清掃工場の操業を停止したが、解体工事は平成22年12月からの着手であったため、評価額の変更時期は解体工事着手時の平成22年12月でよいと判断してしまっ	平成23年1月31日付けで建物異動報告書を管財課へ提出したが、現状の公有財産管理システムでは、建物が存在する限り評価額を0円とすることがシステム上対応することが難しいことが判明した。したがって、管財課との協議により、システム改修時期に合わせて評価額を適正な表示に変更する予定である。	包括外部監査の指摘事項を課内で十分情報共有し、職員の認識の統一化を図る。	管財課	平成23年3月31日
32	環境部 清掃施設課	52	意見	渡刈清掃工場	資産の有効利用の観点からは、旧渡刈清掃工場解体後の跡地利用計画(渡刈クリーンセンターが老朽化するまでの期間)を定め、活用を図ることが必要です。資源ごみのストックヤード設置などの利用計画はあるものの、ストックヤード部分は約100㎡しかなく、解体した清掃工場跡地の大部分は具体的な計画が定められていません。今回の更新までには20年と相当の期間があることから、土地を有効活用する手段を策定することは重要です。	A 措置済 ／実施済	渡刈清掃工場跡地は、豊田市ごみ処理場として都市計画決定を受けており、一般廃棄物処理施設しか建設できない。中間処理施設等整備に関する『循環型社会形成推進地域計画』では、同敷地内において、資源ごみストックヤード以外の新たな一般廃棄物処理施設の建設計画は無いため、その他の具体的な跡地利用計画は定められていなかった。	平成24年5月に旧渡刈清掃工場解体が終了した。その後の跡地の有効利用として、関係部署と協議を行い、ストックヤードの他に施設利用者用駐車場、駐輪場、車庫棟及び緑地帯を整備した。	清掃工場跡地はごみ処理施設として都市計画決定されており、土地利用についてはごみ処理関連施設のみに限定されている。このため、跡地の利用については、関係部署と協議し、一部を環境学習施設の利用者用として、また、残りの部分を工場の管理運営上必要な施設の用地として利用することとした。	ごみ減量推進課	平成26年2月28日
33	建設部 街路課	54	意見	美里5丁目道路予定地	美里5丁目道路予定地を利用した道路拡幅計画は用地取得の平成6年から現在に至るまで事業化決定は行われておらず、現在まで実施のめどが立っていません。市道用の土地の事業化決定前の取得は稀であるとのことですが、本来、用地の取得は市道高橋細谷線の道路拡幅計画の実行可能性が高くなった段階で意思決定すべきものであり、事業計画の目処が立っていない土地を取得し、長期にわたって未利用のまま保有することは、望ましいとはいえません。今後の用地取得に際しては、事業計画が具体化しているどうかについて、十分に吟味することが必要です。	A 措置済 ／実施済	・市道高橋細谷線4車線化拡幅予定地として平成2年12月に取得	・都市計画道路としての拡幅が未定であるため、現在賃貸借している事業者への売却及び賃貸借の継続の両面で検討中	・現在、建設部では都市計画決定を受けていない路線用地については先行取得を実施しない。	都市計画課	平成24年7月31日
34	産業部 商業観光課	55	指摘	松平郷観光施設用地	松平郷観光施設用地の土地台帳データベース(電子データ)では評価額は4千円となっていたが、データベースのデータから出力した土地台帳(紙データ)上の評価額が0円となっていました。土地台帳の電子データから紙データへ変換する時に、システム上のエラー等により、評価額の数値が反映されていないためと考えられます。市が保有すべき公有財産台帳は紙データである以上、紙データへ評価額を適切に反映・記載することが必要です。	A 措置済 ／実施済	公有財産管理システム上の土地台帳データベース情報と資産評価システム上の情報に相違があったため反映・記載されなかった。	土地台帳データベースには、登記簿面積と実測面積の2種類の情報が記載されており、評価額を反映させるときは登記簿面積を資産評価システムとマッチングさせている。今回、土地台帳データベース上の登記簿面積が、資産評価システム上の面積とミスマッチであったため評価額が反映されなかったが、土地異動報告書により土地台帳データベース上の登記簿面積を訂正したため、平成23年度から公有財産台帳(紙データ)へ適切に反映する。	適正な時期に登記事項を確認及び変更を実施	管財課	平成23年3月31日
35	都市整備部 建築住宅課	56	指摘	さくら台宅地分譲地	一部のさくら台宅地分譲地の土地は平成22年3月末以前に売却されていますが、公有財産台帳では、売却の処理が行われていませんでした。これらの土地について、公有財産台帳上、適時に売却処理を行う必要がありました。	A 措置済 ／実施済	管財課で調製される土地台帳は年1回の更新であるため、売却処理後の異動報告について速やかに行うところ、事務に支障がないよう行うと誤った解釈をしていた。	指摘のとおり適宜に行う。	財産の異動に係る事務等を行った者が最後の異動報告を責任を持って行き、管理・監督者が確認をする。		平成23年3月31日

番号	回答部課名	頁	分類	件名	内容	①措置等の状況	②発生原因	③措置内容 ③検討中の理由 ③措置等を講じない理由	④組織としての再発防止策又は改善策等	⑤調整課	最終回答基準日
36	都市整備部 建築住宅課	57	指摘	さくら台宅 地分譲地	さくら台宅地分譲地の取得価額は、23,614千円に対して、公有財産台帳上の評価額は337千円となっており、取得価額と評価額に大きな乖離があります。これは、土地の現況が宅地である部分についても、公有財産台帳上の評価を雑種地として行ったため生じたものです。本来であれば、公有財産台帳上の土地の評価を現況に合わせて行うことが必要です。	D 未措置 ／未実施決定済	公有財産台帳上の評価額については、資産税課の評価を採用しているため。	公有財産台帳の評価額については、全庁的な方針が決定されているため。	公有財産管理システムの再構築時に評価方法を検討する。	総務部 管財課	平成23 年3月3 1日
37	都市整備部 建築住宅課	57	指摘	さくら台宅 地分譲地	さくら台宅地分譲地では、取得した土地が9,183㎡であるのに対して販売区画は2,259㎡にとどまり、販売区画以外の土地は四季桜公園用地のように行政目的に供されているものもありますが、山林等のままで保有されている未利用地も存在します。このような未利用地については、行政目的に供しているとはいえないため、行政財産として保有するのではなく、普通財産に切り替え、他の部課で有効活用を図ることができないかどうかを検査することが必要です。	B 措置済 ／決定済	本来は、販売可能面積について、所管換を行うべきであったが、精査が足りなかったために、分譲に適さない土地についても分譲宅地建設特別会計で所管することになり、会計上このような事態が起こった。	未利用地について他の部署で有効活用を図ることができないかどうか協議し、一部をこども園駐車場、公園用地及び道路用地として他の部署へ移管する手続を行った。残りの土地（山林等）については、普通財産に切り替えることを決定した。	平成28年2月24日に残りの未利用地を普通財産に切り替えることを決定した。現在のところ有効活用できる部署がないが、未利用財産戦略的利活用指針に基づいて引き続き他の部署に有効活用を働きかけることとした。		平成28 年2月2 9日
38	都市整備部 建築住宅課	57	意見	さくら台宅 地分譲地	さくら台宅地分譲地の採算については、販売可能面積についての採算しか計算していませんでした。取得した土地のうち分譲された部分が少ないことから、この分譲事業は赤字となっています。市としては、定住促進という政策目的もあったとの見解ですが、事業の計画段階において、政策目的のために許容される負担額の検討が十分に行われている必要があったと考えられます。	A 措置済 ／実施済	分譲宅地販売について、販売可能面積についての採算から販売価格を設定することが通常です。本来は、販売可能面積について、所管換を行うべきでしたが、精査が足りなかったために、分譲に適さない土地についても分譲宅地建設特別会計で所管することになり、会計上このような事態が起こった。	分譲事業の計画段階において、政策目的のために許容される負担額の検討を十分に行うようにする。	豊田市宅地分譲規則に基づき、計画段階に於いて土地取得費、宅地造成費、附帯設備費その他の経費を算定し、販売価格等を考慮した事業評価により、採算性の確保が見込める事業に取り組んでいる。		平成27 年2月2 8日
39	教育委員会 教育行政 部文化財課	59	意見	旧山内家 住宅	旧山内家住宅は、県・指定文化財であり、茅葺屋根の木造建築で火災に弱い構造であることを考えると、誰でもその気になれば容易に建物に接近できてしまうことは望ましくありません。そのため、より安全を考慮した柵を設けるなどの措置を講じることが望まれます。	A 措置済 ／実施済	建物まで容易に近づくことが可能	敷地周囲のフェンスと建物周囲の柵の間に隙間があるため、建物周囲の柵を延長し、敷地周囲のフェンスとの隙間をなくし、容易に建物に近づくことができないように対処した。	今後、侵入者が発生した場合に威嚇する機器の設置や夜間の敷地の入口を施錠する等の方法を検討する。	次世代 育成課	平成23 年3月3 1日
40	総務部 管財課	62	意見	いこいの村	旧いこいの村の入口には、フェンスは設置されているものの、フェンスと道路の横の壁との間に人が通ることのできる隙間が空いており、侵入防止の機能を十分に果たしているものとはいえませんでした。敷地内への侵入を防止するためには、壁に密着し、かつ、より高いフェンスを設けるなどにより、侵入防止を徹底することが望まれます。	D 未措置 ／未実施決定済	山間部に位置する施設であり、周辺に民家がないこと、未使用の施設であることから通常考えられるフェンス設置で進入防止策をとっていた。	平成13年から施設が閉鎖しており、道路案内の看板もないため普通の人は訪れることはない。また、施設の規模が大きいこと、新たに設けるフェンスの設置費など、未使用の施設に対する費用対効果が薄いことから、現状の進入防止策でよいと判断する。		平成23 年3月3 1日	
41	税務財産部 財産管理課	63	指摘	いこいの村	旧いこいの村では施設を利用するための改築費用や周辺のインフラ整備に多額の投資が必要であることから、旧足助町の取得後、現在まで利用されていません。施設の再利用のために多額の投資が必要であることは取得時点でも十分に予測できたと考えられます。そうした点を考慮せずに施設の取得が行われた結果、広大な敷地と建物が5年以上も利用されないまま放置されてしまいました。取得時点において再利用のための計画が十分には検討されていなかったことに原因があると考えられます。	B 措置済 ／決定済	平成16年12月に当時の足助町が「山村と都市との交流推進事業施設」の農林業体験・環境教育等の機能として活用するため、県有地(36ha)・建物と隣接する県企業庁林(47ha)を取得した。売買契約時には、新市建設計画を策定する中で、都市・農山村交流プロジェクトの一環として「森の学校(構想)」と位置付け、合併後に計画設計をしていくとした。	愛知県からの譲渡の条件に基づき、平成25年3月に、指定用途に基づく事業に着手した旨の届出を愛知県へ提出済	指定用途の制限期限である5年間は、当該用途に適した事業を計画的に実施していく。	企画課	平成26 年2月2 8日

番号	回答部課名	頁	分類	件名	内容	①措置等の状況	②発生原因	③措置内容 ③検討中の理由 ③措置等を講じない理由	④組織としての再発防止策又は改善策等	⑤調整課	最終回答基準日
42	社会部 足助支所	65	意見	旧大見小 貸付地	旧大見小学校貸付地における現在の賃貸借契約では平成35年3月末まで貸し付けることとなっていますが、貸し付けている土地には、賃借をしている会社が事業を行うために必要としない部分も含まれています。この貸付地については、土地全体を賃貸することとなっていますが、貸付面積や賃貸価格等の変更について柔軟な対応の検討も必要と考えられます。	D 未措置 ／未実施決定済	本件貸付地は、廃校となった旧大見小学校の活用を図るため、平成15年に施設の貸与を希望する2社から活用に関する企画書の提出を求め、内部選定及び地元との協議を経て貸付者を決定し、現在に至っている。 なお、応募の際の貸付条件として、土地及び建物の一体利用を掲げており、以後これに基づいてトータル的な利用と管理が行われてきた。 しかし、昨今の景気低迷により、施設等の利用頻度が下がっている現状に鑑み、包括外部監査において変更の提案があったものと思われる。	本件土地の貸付に当たっては、そもそも土地及び建物の一体的利用を条件とし、先方からの活用企画書を基に、平成15年7月1日に土地・建物賃貸借契約書を締結した。賃貸借料の変更については、第5条第3項で「租税公課の変動、その他経済情勢の変動等やむを得ない事情があるときは、甲乙協議の上、変更できる」としているが、今回の景気低迷による利用の減少という理由のみで貸付面積や貸付価格を変更することが、本要件に適用するとは考え難い。 加えて、現在利用していない部分を貸付面積から除くこととした場合、この土地を市が直営で維持管理することとなり、これに伴う費用等の負担増が発生する。 以上のことから、現時点において本件貸付面積や賃貸価格等の変更について対応することは難しいと考えている。		管財課	平成23年3月31日
43	総務部 管財課	66	意見	下山地区 県営農地 開発事業 残地	下山地区県営農地開発事業においては、県営の農地開発事業の一環として、農地として利用しにくい部分の土地を引き受けることとなった点を考えますと、換地として等価交換されたのかどうか疑問が残ります。特に、農地として利用しにくい土地であったことを考慮すると、予定どおりに処分できないことも十分に予測されたはずであり、引き受けに際しては、換地の評価額が妥当であったかについて慎重な対応が必要であったと考えられます。	D 未措置 ／未実施決定済	昭和46年から昭和56年にかけて行われた愛知県の県営農地開発事業の下山村名義の土地の換地分(昭和57年7月14日、105筆、90,001㎡)が、平成17年4月1日の市町村合併において豊田市に引き継がれた。下山村名義の土地が換地される時、平場の良い土地については農家を優先したため、やや農地として不良のものを下山村が所有することになった。下山村時代に売買等を試みたが、思うように処分等できず放置状態となり現在の山林状態に至っている。	換地の評価額が妥当であったかどうか不明である。			平成23年3月31日
44	税務財 産部 財産管 理課	67	意見	下山地区 県営農地 開発事業 残地	下山地区県営農地開発事業残地は、かつては農地として整備していたため、台帳上の地目区分が畑のままとなっていますが、実態はもはや山林であり、実態と台帳が整合していません。台帳上、畑から山林への区分の変更をすることが望ましいと考えられます。	B 措置済 ／決定済		農用地の用途指定は解除しており、農地としての具体的な利用計画もないため、平成26年度中に農地転用に向けて関係課と調整を図っていく。	農地としての具体的な利用計画はないため、平成26年度中に農地転用に向けて関係課と調整を図る。	農政課	平成26年2月28日
45	社会部 下山支 所	68	意見	旧三巴小	旧三巴小学校の跡地利用の基本計画は平成21年3月に策定されましたが、朝市が開催されるようになったことを除き実行の段階に入っていません。原因としては、この計画に係る地元参画の方法及び程度を朝市を通じて検証し、事業規模の検討を行うことに時間を要しているためです。計画の進捗を阻害している要因についての対策を検討することが必要であり、その上で、実行可能な計画に見直し、跡地利用を促進することが望まれます。	B 措置済 ／決定済	基本計画策定後、この計画に係る地元参画の方法及び程度を朝市を通じて検証しているが、基本計画に対して地元住民が自立して運営できる範囲と事業規模の検討において時間を要しているため。	平成27年度に、地域広場を設置することについて社会部として組織決定(平成25年12月3日決定) 平成25年度に校舎解体済 平成26年度に運動場の一部原状復旧工事及び地域広場整備設計委託予定 平成27年度に地域広場整備予定	地元住民及び関係課と必要な協議・調整を行い、平成27年度の地域広場整備に向けて、適正に事業を推進する。		平成26年2月28日
46	産業部 農政課	70	意見	中郷緑遊 パーク	緑遊パークを建設する予定であった未利用地については、何ら利用されておらず、今後も産業部農政課では利用の予定がないことから、他の部課で有効に活用することができないかどうかを検討することが適当です。その上で、他部課でも有効に活用する方法が見つからない場合には、市が所有することの是非を検討の上、所有の必要性がないと判断された場合には、民間に売却等を行うことを検討することが適当です。	B 措置済 ／決定済	当該未利用地を含む一帯の土地は、平成12年度農業構造改善事業により、旧足助町が造成を行ったものである。当初の実施計画では複合経営促進施設、産地形成促進施設、ふれあい広場、散策園地、芝生広場、多目的広場など、周辺を一体的に整備する計画であったが、当該未利用地(芝生広場、多目的広場整備予定地)については、補助対象から除外されたため、造成のみにとどまり現在に至っている。	環境モデル都市推進課が主体となり、「再生可能エネルギー導入促進事業」用地として当該土地利用者を公募し、平成26年2月6日に事業主体が決定した。3月中に「再生可能エネルギー導入促進事業に関する協定」及び土地賃貸借契約を締結予定。事業期間は20年間の予定	平成26年3月中に「再生可能エネルギー導入促進事業に関する協定」及び「土地賃貸借契約」を締結予定		平成26年2月28日

番号	回答部 課名	頁	分類	件名	内容	①措置等の 状況	②発生原因	③措置内容 ③検討中の理由 ③措置等を講じない理由	④組織としての再発防止策又は改善策等	⑤調整 課	最終 回答 基準日
47	教育委員会 教育行政 部 教育行政 課	71	意見	第2藤岡中 学校予定 地	第2藤岡中学校予定地の取得に関しては、住民監査請求や旧藤岡町長への住民訴訟が行われていますが、旧藤岡町議会での決議を得て取得されていることなどを理由に、それぞれ棄却及び敗訴となっており、当該土地の取得について違法性や不当性は認められていません。しかし、3億円以上の多額の金額を支払って、残ったものが利用価値のない土地であり、また、現在も買戻しについて訴訟を行うなど対応費用が発生していることを考えると住民監査請求に係る監査結果報告書の附帯意見で述べられているように、当該土地の取得について、地元住民との合意形成や土壌調査の要否の判断の点で、より慎重な対応が必要であったと考えられます。	A 措置済 ／実施済	西加茂郡藤岡町が、平成17年1月26日に本件土地を(仮称)第二藤岡中学校建設予定地及び多目的広場用地として、飯野施業森林組合から取得するに当たって、地元住民との合意形成や、土地取得前に土地の履歴調査及び土壌調査が実施されていなかったため、本件土地から環境基準を超える有害物質が検出され、中学校建設という契約目的を達することができなくなった。	地元住民との合意形成については、地域住民参加の建設委員会等を組織して合意形成を図っている。また、土壌調査の要否として用地取得を行う事業については、「公共用地の取得における土壌汚染及び地下埋設物への対応に係る取扱方針」が決定されている。	学校建設に当たっては、地元住民参加で建設委員会等を組織しており、また、学校用地取得時には、「公共用地の取得における土壌汚染及び地下埋設物への対応に係る取扱方針」に基づいて取得されるため、今後同様なケースは発生しない。		平成23 年3月3 1日
48	建設部 街路課	75	意見	朝日ヶ丘3 丁目	朝日ヶ丘3丁目土地の当初取得目的は、隣接する赤道の公道接続のためでしたが、現状は赤道としての利用価値自体が薄れており機能していないことから、赤道を含めた利用価値の改善は難しいと思われます。ただし、管理上は、少なくとも実状を道路として容認しており、今後も側溝整備等を予定していないのであれば、要件の充足は保留したとしても、道路に準じて本来の管理部課である土木管理課に移管することが必要です。	B 措置済 ／決定済	・事業協力者への赤道私下に伴う赤道付替用地として平成4年(1992年)9月に取得	・隣地地権者と境界について、調整中	・赤道等については国から市に権限が移譲されており、今後は付替事例について速やかに移管を実施する。	土木管 理課	平成24 年7月3 1日
49	建設部 街路課	76	指摘	小坂町4丁 目	小坂町4丁目土地は、側溝を整備した時点で本来の管理部課である土木管理課への移管を行うべきでしたが実態が把握されておらず、管理換えの手续が行われていませんでした。基金としては、対応すべき事項が完了した物件については、速やかに所管部課への管理換えの手续を行うことが必要です。	B 措置済 ／決定済	・里道としての後退用地として昭和59年(1984年)3月に取得	・土木管理課への移管手続中	・管理用地を精査し、同事例についても速やかに土木管理課へ移管する。	土木管 理課	平成24 年7月3 1日
50	建設部 街路課	78	意見	宮口町3丁 目	宮口町3丁目の土地のうちどの程度が道路として利用されるかの詳細は現時点では不明です。道路計画の把握により、その利用可能性について、土地取得前に十分検討しておく必要があります。	A 措置済 ／実施済	・南BP先行取得用地として平成元年(1989年)1月に取得。バブル崩壊以前の土地価格高騰時代においては事業予定地でかつ地権者の売却希望があれば後の事業進捗に寄与するため安価のうちに取得するケースがあった。その場合、買収は分筆取得ではなく、代替用地を含めた丸筆買収を原則としていた。また、国、県事業の先行取得地及び代替地(300㎡以上)取得については豊田市公有地取得処分審査会の許可を経て購入している。	・建設部として平成16年度以降は南北BPに関して必要最小限度【都市計画幅プラス1m】の取得にとどめる規定を設けている【南北BPの先行取得実績 1993年～2011年 計2件】。	・同左		平成23 年3月3 1日
51	建設部 街路課	79	意見	大清水町 大清水	大清水町大清水の土地の取得面積3,465㎡に対し、国への売却予定である豊田北バイパス用地は824㎡であり、残地割合が76.2%と高水準となっています。また、当該残地は不整形地や傾斜地となることが見込まれていることなど、将来の利用もしくは処分方法は限定されることが容易に見込まれます。このように事業の進捗を図るため、事前に考慮すべき残地の活用方法を具体的に検討することもなく、先行取得していたことには、用地取得手続上、問題であったと考えます。	A 措置済 ／実施済	・北BP先行取得用地として平成13年(2001年)12月に取得。バブル崩壊以前の土地価格高騰時代においては事業予定地でかつ地権者の売却希望があれば後の事業進捗に寄与するため安価のうちに取得するケースがあった。その場合、買収は分筆取得ではなく、代替用地を含めた丸筆買収を原則としていた。また、国、県事業の先行取得地及び代替地(300㎡以上)取得については豊田市公有地取得処分審査会の許可を経て購入している。	・建設部として平成16年度以降は南北BPに関して必要最小限度【都市計画幅プラス1m】の取得にとどめる規定を設けている【南北BPの先行取得実績 1993年～2011年 計2件】。	・同左		平成23 年3月3 1日

番号	回答部 課名	頁	分類	件名	内容	①措置等の 状況	②発生原因	③措置内容 ③検討中の理由 ③措置等を講じない理由	④組織としての再発防止策又は改善策等	⑤調整 課	最終 回答 基準日
52	建設部 街路課	81	意見	四郷町下古 屋	市道用地の賃貸人に対する代替地としての提供交渉は既に20年を超える年月が経過していますが、現時点での解決のめどは立っていません。そもそもは賃貸人の所有していた土地が最重要路線内にあり、事業推進を急ぐあまり工事施工承諾及び賃貸での道路供用開始という異例の措置を講じた結果、未だに用地取得のめども立たず、賃貸人との話し合いが長期化しているものです。土地を有することにより管理上の費用負担や価格下落リスクを負っている現状を踏まえると、賃借を継続するか、若しくは代替地の提供を行うのかという結論を早期に決定することが望まれます。	D 未措置 ／未実施決 定済		・交渉が長期化したとしても賃貸借している用地については買収を最終目標にしており、そのために必要な代替用地と認識している。よって交渉が合意するまでは現状のまま保有する。	・現在、建設部では道路の供用開始については用地買収完了が原則であり、道路用地の賃貸借契約を締結することはない(難航地権者については収用裁決等法的処置を実施する場合も有る。)		平成23 年3月3 1日
53	地域振 興部 足助支 所	82	意見	足助町越田 和	足助町越田和の土地利用に関し、当初計画では、①町内に総合体育館等の総合的な施設がなく、幅広い年齢層の需要に応える生涯学習施設の整備が望まれていたこと、②主要幹線道路沿いに位置し、香嵐溪への迂回路にも隣接していることから、行楽シーズンの渋滞緩和対策として有効活用が望まれるものとして計画されていました。現時点では多目的広場としての活用が考えられていますが、関連部局による利用方法の検討が続けられている状況です。当該土地の整備に当たっては、管理費の発生や取付道路のための土地の取得といった多額の支出も想定されます。そのため、費用対効果及び景気低迷等の経済環境を十分に考慮の上、市民のニーズに合致した活用方法の検討を行うことが望まれます。	C:未措置 ／検討中	平成8年頃、国道153号足助バイパス事業のトンネル掘削工事により発生する残土の処理地が必要となり、バイパス工事近隣で候補地検討を行った結果、当該越田和地内での決定に至った。 同時に、残土処理後の当該土地の活用計画を検討した結果、(仮称)足助町運動公園事業用地(総合体育館、多目的広場等)として進めてきた。 市町村合併後、関係部局と協議の末、総合体育館等の活用計画が見直され、その後秋の行楽シーズンの渋滞対策用の駐車場としての活用なども検討されたが地理的条件等から計画決定には至らず、当面は暫定として公園などの多目的広場として進めることとした。	平成29年度に地元から提出された土地利用への要望書については、市の関係部局の方針を踏まえ、実現性を探ったが実現は困難であると判断した。 他の活用策を検討する中で、令和3年度には、電力事業者によるバイオマス発電事業や県内に本社を置く製造メーカーの研修施設として土地利用の相談、令和4年度には、大手ハウスメーカーから利用に関する相談、令和5年度には、大手ハウスメーカーからソーラーパネル設置に関する相談があったが、いずれも条件が合わず、実現は困難であると判断した。 なお、令和6年度からは、中部電力パワーグリッド株式会社に送電鉄塔撤去のための資材置き場及びヘリポートとして、普通財産の貸付を行っている。 引き続き効果的な土地利用のため、民間事業者から市の発展に寄与する土地利用の相談を受けた場合は、民間による土地利用の可能性を探るとともに、市の関係部局と連携し、市民ニーズを視野に入れて活用策を検討していく。		令和7年 6月2日	
54	社会部 足助支 所	83	指摘	足助町水 戸	足助町水戸の土地に建設されている倉庫の一部は三州足助公社に無償で賃貸されていますが、賃貸借契約が締結されていません。豊田市公有財産管理規則第29条に基づいて賃貸借契約を締結し、貸付条件や管理者責任等を明確にする必要があります。	B 措置済 ／決定済	水戸倉庫は、旧足助町時代、足助緑の村協会により建設されたもので、主に、香嵐溪イベント資材の加工・保管など、今日まで観光関連用途として活用されている。平成16年、株式会社三州足助公社設立を機に、普通財産として旧足助町に寄与され、その後合併を経て豊田市財産となるものの、足助公社との貸付契約を行わず現在に至った。	当該用地は、奥香嵐溪・土地開発基金により、旧足助町が香嵐溪の拡大(公園予定地)をするため、先行取得した土地である。したがって、①基金から普通財産として買戻しをし、現状の利用状況に合わせた整理を図るとともに、②平成23年度から、指定管理者三州足助公社と建物の賃貸借契約を締結し、適正な維持管理に努める。	施設の適正管理の徹底を実施するとともに、同様の事態発生を防ぐため、組織内の管理体制の強化を図る。	平成23 年3月3 1日	

番号	回答部 課名	頁	分類	件名	内容	①措置等の 状況	②発生原因	③措置内容 ③検討中の理由 ③措置等を講じない理由	④組織としての再発防止策又は改善策等	⑤調整 課	最終 回答 基準日
55	社会部 足助支 所	83	意見	足助町水 戸	土地開発基金で取得する土地は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために必要のある土地をあらかじめ取得されたものであり、依頼課で取得・整備の上、目的に沿って利用されるためのものです。そのため、計画に変更があり、当初目的で利用されないことが明確になった場合には、普通財産として買戻しをすることが適切です。	B 措置済 ／決定済	当該用地は、昭和50年当時、観光客の増加傾向にあった香嵐渓のキャパ不足や駐車場不足を補うため、奥香嵐渓開発用地として土地開発基金により先行取得した。 昭和55年以後、三州足助屋敷の開館を始めとする各種施設の整備、平成10年の垂細亜交流館建設などにより香嵐渓園地内整備を行うとともに、駐車場についても大型バスの貯留が可能な旧スケートセンター用地等の確保により、慢性的な駐車場不足の解消がある程度図られた。 こうした取組により、当初に比べて奥香嵐渓開発の必要性が低くなったとともに、近年の景気低迷・財政事情の緊縮も重なり、先行取得用地の具現化には至らなかった。	現状において、当初計画で掲げた奥香嵐渓開発の実現は難しい状況であるため、土地開発公社から市が普通財産として買い戻すことに決定した。 平成22年度3月定例会における補正予算の可決を受け、3月末までには足助支所所管の普通財産として所管替えし、三州足助公社との賃貸借契約を速やかに行うこととしている。	先行取得用地については、将来的な展望や景気動向を踏まえ、かつ公共用地として取得することの適切な判断をしっかりと行う。		平成23 年3月3 1日
56	社会部 足助支 所	84	意見	足助町水 戸	足助町水戸の土地の時価(平成22年1月)は29,446千円であり、取得価格を上回っているため、価格下落による損失は認められていません。ただし、当初計画が具体化されていないにもかかわらず先行取得が行われる場合には、資金が長期間拘束され、再投資による機会損失が生じる可能性があります。また、場合によっては、将来の価格下落による保有損失を被る場合もあるため、十分に留意する必要があります。	B 措置済 ／決定済					平成28 年2月2 9日
57	都市整 備部 都市整 備課	87	意見	喜多町2 丁目	喜多町2丁目土地については、取得時に既に民間の店舗が建設されていました。建物が建っている状態で当該土地を取得しなければならない合理的な理由は認められませんでした。	A 措置済 ／実施済	当該土地は昭和町線の代替地として取得したが、既存建物は共同ビルであり、取壊しが物理的に不可能であったため、平成5年3月に建物付土地として取得した。	平成23年3月定例会における補正予算の可決を受け、平成23年3月末までに足助支所所管の普通財産として所管替えした。	今後も「豊田市基金条例」、「豊田市公有地の取得及び処分に関する事務処理規程」等に従って、適切な時期に取得していく。		平成23 年3月3 1日
58	都市整 備部 都市整 備課	87	指摘	喜多町2 丁目	喜多町2丁目土地は、賃貸契約をする借地権が生じ、都市整備事業の実施に際して迅速な引き渡しが望めないため、使用許諾しています。しかし、この使用許諾という手続は、公有財産管理規則に定められている手続ではありません。この土地は基金土地であるため、直接には公有財産管理規則の適用はありませんが、市が所有する財産を他者に利用させる場合には、公有財産管理規則に準じた手続で行う必要があります。	A 措置済 ／実施済	当該建物は、市が所有していた建物を平成7年3月売却したものである。売却に当たっては、事前に、無償にて使用貸借する覚書を締結して売却している。 無償での使用貸借としたのは、当該土地は道路拡幅の予定区域であるため、当時の法令の解釈から、借地権が発生することを回避するため使用貸借とした。	今後の利活用については、賃貸借も含め、三州足助公社と協議中である。	今後も「豊田市基金条例」、「豊田市公有地の取得及び処分に関する事務処理規程」等に従って、適切な時期に取得していく。		平成23 年3月3 1日
59	都市整 備部 都市整 備課	87	意見	喜多町2 丁目	喜多町2丁目土地については、無償で使用許諾をしています。しかし、この土地には民間の店舗が建設されており、公共的な施設ではないため、無償で土地を使用させる条件には、該当していません。無償で使用許諾する際には、決裁により、意思決定されているとのことですが、無償での使用を認めることが適切か、有償が適切かについて、再度検討を行うことが望ましいと考えます。	A 措置済 ／実施済	当該建物は、市が所有していた建物を平成7年3月売却したものである。売却に当たっては、事前に、無償にて使用貸借する覚書を締結して売却している。 無償での使用貸借としたのは、当該土地は道路拡幅の予定区域であるため、当時の法令の解釈から、借地権が発生することを回避するため使用貸借とした。	現行の法令に基づいた、借地権が発生しないように有償での賃貸借契約(一時使用)を結ぶ方向で事務を進めている。	今後も「豊田市基金条例」、「豊田市公有地の取得及び処分に関する事務処理規程」等に従って、適切な時期に取得していく。		平成23 年3月3 1日

番号	回答部 課名	頁	分類	件名	内容	①措置等の 状況	②発生原因	③措置内容 ③検討中の理由 ③措置等を講じない理由	④組織としての再発防止策又は改善策等	⑤調整 課	最終 回答 基準日
60	都市整備部 都市整備課	88	意見	若宮町2丁目	市では、若宮町2丁目土地を代替地として利用していく方針です。しかし、この土地の形状、面積及び現在まで約17年間代替地として利用されていない事実を勘案すると、代替地としての有効活用の可能性は極めて低いと考えられます。このような形状・面積の代替地を取得したこと自体に問題があり、利用可能性が低い土地の取得を未然に防ぐ手続が必要であったと考えられます。	A 措置済 ／実施済	平成5年5月、都市計画道路月見線の代替地とするために、都市活性化事業用地として取得した。	平成23年3月に都心整備基金用地から買戻しをして普通財産の代替地用地としている。	今後も「豊田市基金条例」、「豊田市公有地の取得及び処分に関する事務処理規程」等に従って、適切な時期に取得していく。		平成23 年3月3 1日
61	都市整備部 都市整備課	90	意見	広田町谷口	広田町の土地は、取得から16年経過した現在においても、当初の取得の目的どおりの利用がされていません。代替地として土地を取得する場合には、地権者との交渉がまともないと、土地が長年使用されない状況になる可能性があります。代替地としての土地取得については、地権者の意向を慎重に検討することが必要です。	A 措置済 ／実施済	平成5年10月、都市計画道路月見線の地権者要望があったので、代替地事業用地として取得したが、その後、当該代替用地が不要となった。	平成23年3月に都心整備基金用地から買戻しをして普通財産の代替地用地としている。	今後も「豊田市基金条例」、「豊田市公有地の取得及び処分に関する事務処理規程」等に従って、適切な時期に取得していく。		平成23 年3月3 1日
62	都市整備部 都市整備課	90	意見	広田町谷口	基金保有の土地は取得目的に沿って活用することが基本となります。駐車場としての利用は本来の取得目的とは異なっています。当初の取得目的に利用できないのであれば、一般会計において普通財産として買い戻したうえで、駐車場としての利用や売却等の検討を行うことが望まれます。	A 措置済 ／実施済	平成5年10月、都市計画道路月見線の地権者要望があったので、代替地事業用地として取得したが、その後、当該代替用地が不要となった。	平成23年3月に都心整備基金用地から買戻しをして普通財産の代替地用地としている。	今後も「豊田市基金条例」、「豊田市公有地の取得及び処分に関する事務処理規程」等に従って、適切な時期に取得していく。		平成23 年3月3 1日
63	都市整備部 都市整備課	91	意見	西町4丁目	西町4丁目の土地は道路拡幅の具体的な事業化計画がないまま取得されたものです。計画が未策定である段階で取得されたこと、現在も具体的な計画が策定されていないことを考慮するとこの土地は未利用地として長く残存する可能性が高いと考えられます。長く未利用となる見込みの高い土地を早期に取得したことによって、その分この土地のために支払われた資金が他の有効な用途に使用される機会が阻害され資金の運用効率が低下している状況にあります。都心の整備計画に必要な土地は具体的な計画に基づき適切な時期に取得する必要があります。	A 措置済 ／実施済	平成16年11月都心活性化用地(市道道路拡幅予定地)として取得した。	権利者の建築計画があり、建築後の取得には補償費が発生するので、建築前に取得した。今後の公共用地取得については、具体的な計画に基づき取得していく。	今後も「豊田市基金条例」、「豊田市公有地の取得及び処分に関する事務処理規程」等に従って、適切な時期に取得していく。		平成23 年3月3 1日
64	都市整備部 都市整備課	92	意見	西町4丁目	都心整備基金で取得した土地ですが、道路拡幅予定地の取得は土地開発基金の運用目的にも含まれます。取得対象となる土地やその範囲等について都心整備基金と土地開発基金とのすみわけを明確にすることが適切です。	A 措置済 ／実施済	平成16年11月都心活性化用地(市道道路拡幅予定地)として取得した。	基金条例にあるように両基金の設置目的は明確になっているので、今までどおり取り扱っていく。	今後も「豊田市基金条例」、「豊田市公有地の取得及び処分に関する事務処理規程」等に従って、適切な時期に取得していく。		平成23 年3月3 1日
65	都市整備部 都市整備課	92	意見	都市整備基金まとめ	都心整備基金が取得する土地については、例えば、具体的な都市整備計画が策定されておりその範囲内における取得に限定するというような取得条件に関する詳細な規定を設けることが望ましいと考えます。	A 措置済 ／実施済	都心整備事業での必要性及び「豊田市基金条例」、「豊田市公有地の取得及び処分に関する事務処理規程」等に従って取得した。	公共用地の取得については、整備計画に基づいて取得していく。なお、代替地の取得については、権利者意向等があるため詳細な規定を設けることは困難ではあるが、適切な時期に取得していく。	今後も「豊田市基金条例」、「豊田市公有地の取得及び処分に関する事務処理規程」等に従って、適切な時期に取得していく。		平成23 年3月3 1日

番号	回答部 課名	頁	分類	件名	内容	①措置等の 状況	②発生原因	③措置内容 ③検討中の理由 ③措置等を講じない理由	④組織としての再発防止策又は改善策等	⑤調整 課	最終 回答 基準日
66	税務財 産部 財産管 理課	95	意見	価格評定 調書	土地開発基金の保有する土地を豊田市へ譲渡する際は、豊田市基金管理規則第4条第1項に定める「処分申出書」及び「関係図面(位置図、公図の写し)、漬地調書、公有地取得処分審査結果及び価格査定結果通知書の写し、取得時の契約書の写し及び処分に係る契約書の案を添付」することとされていますが、当該添付書類の中に「価格評定調書」が含まれていないために作成されず、取引が行われていました。豊田市基金管理規則に従って取引は行われているものの、豊田市公有財産管理規則では「価格評定調書」が求められているため、帳簿価格での取引であることを勧奨すると公有財産管理規則に土地開発基金からの買戻しの際は「価格評定調書」は不要である旨を定めることが望ましいと言えます。	D 未措置 ／未実施決 定済	土地開発公社からの買戻し行為において帳簿価格の取引であること、価格評定調書に代わる売買代金明細書の添付が行われていることから、添付がなされこなかったと想定する。	今年度、措置の検討を行う過程で意見のあった事務について運用状況を確認したところ、基金管理規則に基づき適正に取引が行われていることが判明したため、現行どおりの運用を継続していくことを決定した。	今年度、措置の検討を行う過程で、意見のあった事務について運用状況を確認したところ、問題なく運用されていることが明らかとなったため、公有財産管理規則の改正は必要ないものと判断した。		平成26 年2月2 8日
67	税務財 産部 財産管 理課	95	意見	価格評定 調書	購入や寄附受納の際に添付される「価格評定調書」の様式が定められていません。「価格評定調書」として記載されるべき内容を具体的に定めて様式を設けなければ、記載内容が各課独自の判断となることで適切な価格評価がなされなくなる恐れがあるため、具体的な様式を定めて統一することが望まれます。	A 措置済 ／実施済	価格評定調書の様式が設けられなかった原因は分からない。	平成24年度以降、統一的な価格評定調書を作成し、運用している。	平成24年度に統一的な様式を定め、運用を開始している。		平成26 年2月2 8日
68	産業部 農地整 備課	95	指摘	柳川瀬排 水機場	柳川瀬排水機場の管理人棟解体工事(建物取引No.B9)は、管理人棟が長期間使用されていなかったため、いざさら被害などにより防犯上好ましくないこと・住民からの要望があることから解体工事を実施したのですが、当該管理人棟に対して豊田市公有財産管理規則第16条で定められている「行政財産用途廃止伺書」による行政財産の用途廃止処理が行われていませんでした。また、平成21年3月20日に解体工事は完了していましたが、管財課への建物異動報告書の提出は平成21年11月5日となり、年度を跨いだ報告となっていました。本来ならば管理人棟が使用されなくなった段階で用途廃止処理により行政財産から普通財産に切り替え、解体後速やかに管財課へ報告すべきであったと言えます。	A 措置済 ／実施済	平成15年に管理人棟の機能の一部を排水機場建屋内に設置したが、緊急時に管理棟を使用する可能性があること判断し、普通財産とすることなく行政財産として管理していたが、排水機場内に整備した施設で機能が十分発揮できることが明らかになったため、及び防犯上好ましくないことにより解体した。報告の必要性は認識していたが、つい忘れてしまい翌年度の報告となってしまった。	平成21年11月5日建物異動届提出	施設台帳に用途廃止や財産処分に係る各種届出の可否のチェック表を添付しておき、公有財産の用途廃止、取壊しを実施しようとする際に活用し、再発を防ぐ。		平成23 年3月3 1日
69	教育委 員会教 育行政 部 文化財 課	96	意見	村上家千 巻舎	豊田市公有財産管理規則第41条第1項において寄附受納した場合の台帳上評価額は「寄附受納当時における評定価格」と定められていますが、文化財の価値を正しく評価することは非常に困難であるため、寄附に際して評価は行わず、「価格評定調書」に代えて文化財指定の調書書類を提出され、台帳には価格不明として「0円」が記載されていました。豊田市公有財産管理規則第41条第1項において価格を記載することが求められていること、台帳管理上は「0円」と記載することは価値がないものと誤解を招いてしまうことから、再調達価額に基づく金額、固定資産評価額などに基づいた時価等を把握することや、備忘価額として1円を記載することなど、何らかの金額を付すことが求められます。	B 措置済 ／決定済	歴史的な価値のある指定文化財の評価は金額で量ることができないとの考えから「0円」を記載した。	寄附時点での評価額が分かるものについてはその金額を、不明なものについては備忘価格として「1円」を記入することとした。実施時期については、システム上の問題があり、すぐに修正できないため管財課と協議しながらシステムの見直しを行った上で実施する。	寄附物件を文化財としての評価と考えるのではなく、寄附時点での資産評価額を記入するというルールを課内で周知する。	管財課	平成23 年3月3 1日

番号	回答部 課名	頁	分類	件名	内容	①措置等の 状況	②発生原因	③措置内容 ③検討中の理由 ③措置等を講じない理由	④組織としての再発防止策又は改善策等	⑤調整 課	最終 回答 基準日
70	福祉保 健部 総務課	103	指摘	豊田地域 医療セン ター	現状、地域医療センターで取得した備品は、年度末になるまで備品ラベルが貼られないままとなっています。本来は、取得の都度に備品ラベルを貼付するとともに、医療センターで作成している「医療センター備品管理台帳」を更新する必要があります。少なくとも、毎月末には、備品ラベルの貼付と「医療センター備品管理台帳」の更新が終了している必要があります。	A 措置済 ／実施済	市は医療センター用備品の納品時に備品登録(備品番号付番)していたが、1年間分をまとめて管理台帳として年度末に医療センターに提供していた。このため、既に使用中の備品であるため、備品ラベルの貼付が適切にできていなかった。	備品納品時に備品管理システムで登録し、速やかに医療センターに備品番号台帳と備品ラベルを送付し、納品後間もなく貼り付けるような仕組みとした。 なお、複数の機器で構成された備品については、できる限り機器ごとに備品登録を行うなど「登録における単位基準」を設け対応することとした。	市と医療センターの間で備品の登録基準や方法、備品ラベル貼付のルールを定めた。 また、100万円以上の備品については、ラベル貼付の事実を確認するため、備品ラベルを貼付した備品の写真を市に提出することとした。	地域医 療セン ター	平成23 年3月3 1日
71	福祉保 健部 総務課	103	指摘	豊田地域 医療セン ター	豊田市では、豊田市物品管理規則第10条において備品に標識を付さなければならないとされていますが、100万円未満の物品については新しい備品ラベルの貼り忘れや貼り間違いが5件中3件発見されました。 管理すべき備品を特定し、備品の管理を行う観点からも、標識を付すことが困難なもの又は付す必要がないと認められるものでない限り、100万円未満の備品であっても豊田市物品管理規則に従って備品ラベルを貼る必要があります。	B 措置済 ／決定済	医療センター備品台帳の提示が年度末となるため、納品した備品の把握ができず、特に100万円未満の備品について貼り忘れが発生した。 また、5万円以上の備品かどうかの情報が納品時に医療センターへ伝わらず、100万円未満の備品での備品ラベルの貼り間違いが発生する要因となった。	5万円以上100万円未満の備品は約2,900品目あり、現物と備品台帳との照合を短期間に照合することは困難である。第一段階として、平成22年11月から医療センターにおいて照合を開始し、備品台帳の不備や備品ラベルの未貼付状況の把握を行っている。その後、結果を踏まえて適正な備品台帳・ラベル貼付を行う予定である。	備品台帳の登録方法の基準や方法、備品ラベル貼付のルールを定めた。	地域医 療セン ター	平成23 年3月3 1日
72	福祉保 健部 総務課	103	意見	豊田地域 医療セン ター	備品を購入して物品出納簿に登録する場合において、複数の備品を同時に購入した際に一式の備品として一括で登録・管理しているものが3件発見されました。備品番号06-00825「心電計(5台セット)一式」は心電計5台がそれぞれ単独で機能し、別の場所で保管されていましたが、出納簿上は一括して登録されており、備品ラベルも1台に貼られているのみでした。 同じ備品であっても、保管場所や使用状況の違いなどによって、修理・廃棄の時期は同じであるとは限りません。一括して登録してしまうと、廃棄処理などの管理が正確にできなくなるため、独立した機能を有する単位で登録することが望ましいと考えます。	B 措置済 ／決定済	平成18年度の備品購入において、明細内訳を「一式」で契約締結したため、5台分の医療機器を一式として備品登録した。	個別に登録できる既存の備品を洗い出し、備品台帳とラベルが不適切なものについては、以下のいずれかの方法による台帳を整理する。 ①既存の備品番号を用い、構成機器に同一の備品番号ラベルを貼付する。 ②「一式」で登録された機器をできる限り単体の備品として分離し、備品登録番号を新たに付番し、備品ラベルを貼付する。 ③5万円未満の備品についても、簡易ラベルを貼付する。	備品台帳の登録方法の基準や方法、備品ラベル貼付のルールを定めた。	地域医 療セン ター	平成23 年3月3 1日
73	福祉保 健部 総務課	104	指摘	豊田地域 医療セン ター	再来受付システムを新しいシステムへと更新した際、カード発行機は旧システムのものを引き続き使用することとしました。本来、新システムの物品出納簿への登録と同時に旧システムは、廃棄処理されるべきところ、旧システムの登録時に再来受付システムと磁気カード発行機とを一括して登録していたために、物品出納簿において、旧システムの廃棄処理が行われませんでした。この結果、出納簿には旧再来受付システムの金額とカード発行機の種類が記載されたままでした。また、旧再来受付システム側に備品ラベルが貼られていたためにカード発行機にはラベルが貼付されていませんでした。 一括登録した備品の一部を継続使用する場合は、旧備品の廃棄処理を行うとともに、継続使用部分を物品出納簿上に再登録する必要があります。	B 措置済 ／決定済	再来交付システムは、再来受付システムと磁気カード発行機を一体的なものとして購入した。 個々の機器が単独で利用できるにもかかわらず、備品ラベルを1台にのみ貼付されていたため、一方の機器の廃棄により備品ラベルが表示されていない備品となった。	一括登録した備品のうち、既に廃棄処分した機器の価格を差し引き、継続して管理する備品として、備品台帳の内容を修正する。	備品台帳の登録方法の基準や方法、備品ラベル貼付のルールを定めた。 なお、一式として購入する場合も可能な限り、機器ごとの価格を納入業者から求め、将来の備品管理の変化に対応できるよう機器ごとに登録を行うこととした。	地域医 療セン ター	平成23 年3月3 1日
74	福祉保 健部 総務課	105	意見	豊田地域 医療セン ター	旧感染症病棟の滅菌装置は、感染症病棟が倉庫となったことで使用されなくなっており、手入れをしなければ稼働できない状態になっているにもかかわらず、物品出納簿上は滅菌装置も重要物品として登録されていました。当該滅菌装置を重要物品として登録している以上は、定期的なメンテナンス等によりいつでも使うことのできる状態を保った管理を行うか、物品出納簿上の備考欄に現在は使用できない旨を記載し、重要物品から除外するなどの区分管理を行うことが望まれます。	B 措置済 ／決定済	感染症病棟の開設時に設置された滅菌装置は、建物機能の一部となる医療機器として購入した。 平成20年1月1日以降は、本来の病棟目的がなくなっており、滅菌装置がその機能を果たす必要がなくなっている。 その後も備品台帳上では重要備品として登録されたままとなった。	当面、旧感染症病棟の滅菌装置は処分しないため、備品登録からは除外しないものの、機器の本来の機能を持たないため、重要備品からは除外することとした。	使用しなくなった備品は廃棄処分とし、本来の機能を持たなくなった時点で備品台帳から削除することとした。 ただし、修理可能な備品はその旨を備品台帳の備考欄に記載し、継続管理を行う。	地域医 療セン ター	平成23 年3月3 1日

番号	回答部課名	頁	分類	件名	内容	①措置等の状況	②発生原因	③措置内容 ③検討中の理由 ③措置等を講じない理由	④組織としての再発防止策又は改善策等	⑤調整課	最終回答基準日
75	福祉保健部総務課	106	指摘	豊田地域医療センター	修理用の部品が手に入りにくいなどの理由から、故障して本来の用途に供せないにもかかわらず、廃棄せずに保管している部品がありました(00-7304全自動血液ガス分析装置、00-7399人工呼吸器)。これらの部品も部品取り用として医療センター内に管理・保管されているものの、重要物品としての本来の機能を有していません。重要物品から除外することが必要です。	A 措置済 ／実施済	医療センターでは機器の有効活用という観点から、同型の医療機器の部品取り用として処分手続をしていなかった。 機器が本来の機能を有していないにもかかわらず、存在のみで部品登録したままとしていた。	本来の機能を持たない備品は、全て廃棄処分として部品台帳からは削除する。	年度末には、医療センターに対して、更新や故障による廃棄備品の照会を行う。	地域医療センター	平成23年3月31日
76	教育委員会学校教育部保健給食課	107	指摘	中部給食センター	洗浄や加熱のため、備品ラベルを貼付できないものもありますが、貼付可能と思われる備品について、備品ラベルが貼付されていないものが散見されました。備品ラベルは、適切に貼付することが必要です。	A 措置済 ／実施済	備品ラベルを貼付し忘れたもの	指摘後、貼付可能なものについては備品ラベルを貼付した。	調理員の研修時に備品管理の重要性や物品管理規則の遵守を再度徹底するとともに、検査時に備品ラベルの有無についてもチェックし、貼付可能なものについては貼付する。		平成23年3月31日
77	教育委員会学校教育部保健給食課	107	指摘	中部給食センター	物品出納簿上、重複記載となっているものが2件ありました。既に記載されているにもかかわらず、平成16年の備品管理システム移行時に再記載してしまったものと考えられます。物品出納簿の記載は正確にする必要があります。	A 措置済 ／実施済	備品管理システム移行時に、担当者が既に記載のある油沈殿ろ過タンクとフライヤー用廃油保管タンクの記載がないと勘違いし、重複して登録を行ってしまったのではないかとと思われる。	指摘後、物品出納簿を修正した。	調理員の研修時に備品管理の重要性や物品管理規則の遵守を再度徹底するとともに、年1回、物品出納簿との照会を確実に進行。		平成23年3月31日
78	教育委員会学校教育部保健給食課	107	指摘	中部給食センター	既に処分して現物のない備品について、物品出納簿に記載されたままとなっているものが1件発見されました。原因としては、廃棄時の手続漏れ及び毎年度の調査時の確認不足によると考えられています。備品の廃棄手続は漏れなく実施する必要があります。	A 措置済 ／実施済	廃棄時(廃棄年度不明)の手続漏れ及び毎年度の調査時の確認不足により台帳に記載されたままとなっていたと考えらる。	指摘後、物品出納簿を修正した。	調理員の研修時に備品管理の重要性や物品管理規則の遵守を再度徹底するとともに、年1回、物品出納簿との照会を確実に進行。		平成23年3月31日
79	教育委員会学校教育部保健給食課	108	指摘	中部給食センター	物品出納簿に記載の備品名・型番が誤っているものが2件ありました。現在、保管備品管理システムへの登録の際は、契約書類等を基に内容の確認を行っていますが、当該備品は現在のシステムが稼動する以前の登録備品であり、最初から誤って記載されていたか、正しく登録していたにもかかわらずシステム移行時に誤って入力したのものと考えられています。物品出納簿の記載は正確に行う必要があります。	A 措置済 ／実施済	現在のシステムが稼動する以前の登録備品であり、最初から誤って記載されていたのか、正しく登録していたにもかかわらずシステム移行時に誤って入力したかのいずれかと考えられる。	指摘後、物品出納簿を修正した。	調理員の研修時に備品管理の重要性や物品管理規則の遵守を再度徹底するとともに、年1回、物品出納簿との照会を確実に進行。		平成23年3月31日
80	教育委員会学校教育部保健給食課	108	指摘	中部給食センター	数年前から使っていない備品が1件、平成22年の5月から使っていない備品が2件ありました。生ごみ処理機については、生ごみの廃棄処理を緑のリサイクルセンターで行うこととなったことにより、使用されなくなっています。生ごみ処理機は一部壊れていて、売却できるものとは考えにくいものでした。処分にも費用がかかるため、費用面から処分されないまま保有されています。このような備品については、物品管理規則第22条及び第23条に従い、不用決定を経て、廃棄することが必要です。	B 措置済 ／決定済	数年前から使っていない備品については、処分にも費用がかかるため保有したままとなっていた。 平成22年5月から使っていない備品については、緑のリサイクルセンター稼動後、平成22年度中に処分することも検討したが、直ちに処分するのではなく、緑のリサイクルセンターの稼動が安定するまでは生ごみ処理機を確保しておいた方がよいとの判断から、財政課と協議の上、処分費用については平成22年度の予算化を見送ったため。	処分費用を平成23年度に予算化し、不要決定、廃棄する。	使用しなくなった備品については早急に不用決定し、適切な備品管理を徹底する。		平成23年3月31日

番号	回答部 課名	頁	分類	件名	内容	①措置等の 状況	②発生原因	③措置内容 ③検討中の理由 ③措置等を講じない理由	④組織としての再発防止策又は改善策等	⑤調整 課	最終 回答 基準日
81	教育委員会学校教育部保健給食課	109	意見	中部給食センター	中部給食センターにおいて、備品検査は実施されていたものの、備品ラベルの貼付漏れ、物品出納簿の重複記載、廃棄済物品の処理漏れ等の備品管理に関する問題点が発見されました。どの備品が検査済みでありどの備品が検査未実施であるかが適切に把握できるように検査の手順を定めるなど、備品検査方法の改善が望まれます。	B 措置済 ／決定済	給食センターは備品数が多く、また給食調理中は確認行為が困難なこともあり、備品の検査が十分にできていなかったため。	調理室内の備品については給食調理を行わない日に実施する等、備品の検査を確実に実施する。	調理員の研修時に備品管理の重要性や物品管理規則の遵守を再度徹底するとともに、年1回、物品出納簿との照合を確実にを行う。		平成23 年3月3 1日
82	教育委員会教育行政部スポーツ課	110	指摘	スカイホール豊田	スカイホール豊田に保管されている30秒タイマーには、備品ラベルの貼付が行われていませんでした。また、バスケットゴールの備品ラベルについて、本来であれば備品番号を00-29800と記入すべきところを00-09800と記入していました。いずれについても年に1回行われている物品の検査の際に備品ラベルと物品出納簿との突合を行えば、発見できる事項であり、備品ラベルと台帳の間に不整合が認められた場合には、適時、修正を行う必要があります。	A 措置済 ／実施済	30秒タイマーは購入時、既にバスケットゴールに附属する形で設置されていたため、担当者が貼付を忘れてしまった。また、バスケットゴールの備品ラベルについては、記入ミスである。	平成22年10月に備品ラベルの貼付及び修正を行った。	年1回の備品点検時に、リストとの突合作業を行う。		平成23 年3月3 1日
83	教育委員会教育行政部スポーツ課	110	意見	スカイホール豊田	スカイホール豊田では、テニスの国際大会を誘致するため屋内用テニスコートを6面分(56,317千円)取得しました。しかし、この屋内用テニスコートの使用は、スカイホール豊田で開催した国際大会で3度使用したほか、他のテニス大会の主催者への1度の貸与にとどまります。この屋内用テニスコートは、市民が使用することも可能ですが、使用の際に専門業者に設置を依頼することが必要なことから、国際大会以外には使用されていません。また、テニスコートの使用料は、耐用年数を20年とし、1回当たり1週間の使用が年間3回行われれば、取得価額が回収できるように設定されています。しかし、実際には、国際大会で年間2週間程度使用されているだけです。そのため、現在の利用水準では、耐用年数到来時に取得価額を使用料で回収することができない可能性があります。今後は、テニス大会の主催者と連携を図ることなどにより利用機会を広げることが望まれます。	A 措置済 ／実施済	過去に貸出しを行っていた他の大会が、経済状況の悪化により中止となってしまったこともあり、現在は豊田市で行われる国際大会のみの使用となっている。	テニス協会やテニス関係者に再度、口頭にて依頼した。 ※現在、長岡市への貸出しが決定。その他、関西方面から相談を受けている。	今後も継続してPRについて依頼していく。		平成25 年2月2 8日

番号	回答部 課名	頁	分類	件名	内容	①措置等の 状況	②発生原因	③措置内容 ③検討中の理由 ③措置等を講じない理由	④組織としての再発防止策又は改善策等	⑤調整 課	最終 回答 基準日
84	教育委員会 教育行政 部 スポーツ 課	111	指摘	豊田スタジアム	豊田スタジアムでは、アメリカンフットボールの開催を予定して建設時に、アメリカンフットボールのゴール等の備品を取得しましたが、今まで一度も使用されずに倉庫に保管されたままとなっています。また、倉庫での保管状況は、雑然としており必ずしも望ましいものではありませんでした。	B 措置済 ／決定済	豊田スタジアム建設時には、アメリカンフットボール開催を予定していたが、芝を養生する期間の関係上、イベントを開催できる期間に限りがあり、アメリカンフットボールまでは開催することができなかったため、建設当初に保管したままの状況となっていた。	平成23年度指定管理業務において、保管倉庫の定期的な清掃を行うよう指定管理者に指示した。	指定管理業務の実施状況の確認の際に、保管状況についても確認する。		平成23 年3月3 1日
85	教育委員会 教育行政 部 スポーツ 課	112	意見	豊田スタジアム	豊田スタジアムのアメリカンフットボール関連備品については、アメリカンフットボールの開催が可能な市内の他の施設に移動すること等により、有効に活用することが望まれます。	D 未措置 ／未実施決 定済		市内で豊田スタジアム以外にアメリカンフットボールを開催できる施設として豊田市運動公園があるが、アメリカンフットボール関連備品は整備されているため。	豊田スタジアム及び豊田市運動公園以外でアメリカンフットボールが開催できる施設が整備された場合には、速やかに移動できるように適正に保管しておく。		平成23 年3月3 1日
86	教育委員会 教育行政 部 スポーツ 課	113	指摘	豊田スタジアム	豊田スタジアムに保管されている物品のなかには備品ラベルの貼付が必要であるにもかかわらず備品ラベルの貼付が行われていないものや、備品ラベルの貼付は行われているものの経年劣化により記載内容を判読できないものが散見されました。	B 措置済 ／決定済	年1回の備品検査時には現物確認のみを検査し、備品ラベルの貼付確認までは行っていない。	今後、年1回の備品検査の際には、現物があることの確認だけでなく、備品ラベルの貼付漏れや備品ラベルと物品出納簿との整合性についても確認するよう指定管理者に指示した。	年1回の備品点検時に、リストとの突合作業を行う。		平成23 年3月3 1日
87	教育委員会 教育行政 部 スポーツ 課	113	意見	豊田スタジアム	年に1回行われている備品の検査の際に備品ラベルをもとに物品出納簿との突合を行えば、備品ラベルの貼付漏れは発見できます。今後、備品の検査の際には、現物があることの確認だけでなく、備品ラベルの貼付漏れや備品ラベルと物品出納簿との整合性についても確認を行うことが望ましいと考えます。	B 措置済 ／決定済	同上	同上	同上		平成23 年3月3 1日
88	教育委員会 教育行政 部 スポーツ 課	114	意見	豊田スタジアム	備品の登録に際して、何を備品として取り扱って物品出納簿に登録するか、どのような単位で一つの備品として取り扱うかについて今一度、ルールを明確にすることが必要と考えます。	B 措置済 ／決定済	①物品の定義に該当しないと考えられるもの 1契約の中で、多種類の物品を購入したため、備品とは言い難いものも備品として登録してしまった。 ②同様の材質、構造であるが、処理が異なるもの 設置の時期が異なっており、備品として処理したものと工事に含めて処理したものが生じた。 ③計上単位が異なるもの 豊田スタジアムの備品は、他所属から所管換されたものであり、スポーツ課の登録方法と異なっていた。	①正しい登録に修正する。 ②市の基準に基づいた処理をしており、措置は講じない。 ③一式として計上するよう単位を統一した登録に修正する。	備品登録の際に、市の登録基準に適合しているか、複数の職員によるチェックを行う。		平成23 年3月3 1日

番号	回答部 課名	頁	分類	件名	内容	①措置等の 状況	②発生原因	③措置内容 ③検討中の理由 ③措置等を講じない理由	④組織としての再発防止策又は改善策等	⑤調整 課	最終 回答 基準日
89	社会部 足助支 所	115	指摘	足助支所	VOD操作端末等15件の備品については、往査時点で既に廃棄されているものの、依然として物品出納簿に登録されたままとなっていました。	A 措置済 ／実施済	平成21年度の物品及び物品出納簿の検査の実施不備であったため、廃棄されている物品についての手続がされなかった。	物品出納簿を再チェックし、廃棄の手続を確実にを行った。	豊田市物品管理規則に基づき、毎年1月から2月にかけて、物品出納簿とその現状の適合確認作業を行い、その状況を所属長に報告し、検査する。指定管理者の管理物品に関しては、指定管理者の物品確認状況を文書により報告。担当者が確認し、その状況を所属長に報告し、検査を行う。		平成23 年3月3 1日
90	社会部 足助支 所	115	指摘	足助支所	水耕栽培温室にて保管されているシール機及びブレハブ冷蔵庫(野菜保管用)については、農政課の管轄となっているにもかかわらず、管理換えがなされず足助支所所管のままとなっていました。物品出納簿への登録を適時に行うことではじめて、物品出納簿が実際の状況に適合し、管理に資するものとなるため、受払いの都度、物品出納簿に登録することが必要であると考えられます。	A 措置済 ／実施済	平成21年度の物品及び物品出納簿の検査の実施不備であったため、所管の異なる物品について実際の状況との適合をチェックできず、管理換えの手続がされなかった。	物品出納簿を再チェックし、管理換えの手続を確実にを行った。			平成23 年3月3 1日
91	社会部 足助支 所	115	指摘	足助支所	DNSサーバ等6件の備品については、使用されておらず、今後も使用が見込まれないですが、廃棄されずに残っているという状態でした。豊田市物品管理規則第22条第1項及び第23条によれば、使用の必要がなくなった物品及び使用することができない物品は、不用の決定の上処分するよう定められています。よって、これらの備品は不用の決定の上、処分するべきものと考えられます。	B 措置済 ／決定済	平成21年度の物品及び物品出納簿の検査の実施において、使用状況までのチェックがされていなかった。そのため、合併後にシステムの変更により使用されなくなっているものが残っている状況であった。	再度、物品の現状(国庫補助物品など)を確認し、処分の方向を決定。次年度以降、適切に処分手続を行う。			平成23 年3月3 1日
92	社会部 足助支 所	116	指摘	足助支所	エレクトーンとピアノについては、物品出納簿上、実態に適合した記載がなされていない状況でした。備品について、実態を把握できるよう物品出納簿を作成・整備する必要があります。	A 措置済 ／実施済	平成21年度の物品及び物品出納簿の検査の実施不備であったため、出納簿に記載されている物品について実際の状況との適合をチェックできず、物品名を正す手続がされなかった。	物品出納簿と現場の実態を適合させ、物品出納簿の内容変更手続を行った。	豊田市物品管理規則に基づき、毎年1月から2月にかけて、物品出納簿とその現状の適合確認作業を行い、その状況を所属長に報告し、検査する。指定管理者の管理物品に関しては、指定管理者の物品確認状況を文書により報告。担当者が確認し、その状況を所属長に報告し、検査を行う。		平成23 年3月3 1日
93	社会部 足助支 所	116	指摘	足助支所	豊田市物品管理規則第27条に、『物品管理者は、毎年1回、使用中の物品及び物品出納簿について検査をしなければならない。』と定められていますが、平成21年度の物品の検査は未実施でした。物品の検査が適切に実施されていれば、廃棄処理漏れや所在不明の備品等の問題点について解消されていたものと思われまます。物品の検査を適時適切に実施する必要があります。	A 措置済 ／実施済	平成21年度は物品出納簿の検査について、状況との整合性のチェックがされずに検査不備であった。そのため、使用していない物品や廃棄処理漏れ、所管換え手続漏れなどを見逃ごしてしまつた。	3月に各担当により物品出納簿と現状の適合作業を行った。廃棄物品や新規登録物品の確認を併せて実施した。			平成23 年3月3 1日

番号	回答部 課名	頁	分類	件名	内容	①措置等の 状況	②発生原因	③措置内容 ③検討中の理由 ③措置等を講じない理由	④組織としての再発防止策又は改善策等	⑤調整 課	最終 回答 基準日
94	上下水道局 水道総務課	124	指摘	水道事業 固定資産明細書	構築物のうち配水及び給水設備について、固定資産明細書の残高と、その固定資産管理システム上の固定資産一覧表データとの間に差異が認められました。 差異の発生要因は、平成19年度に取得した配水及び給水設備の内、平成20年度に初回の減価償却費を計上する前に一部除却を実施した物件について減価償却費がシステム上計算されないというシステム上の不具合によるものとの説明でした。 現在の固定資産管理システムは平成19年度に導入され、上記物件の減価償却費は平成20年度及び平成21年度に計上されるべきでしたが、当システムの不具合が発見されたのは平成21年度の決算確定後でした。 市としては、2年度分の修正を平成22年度においてまとめて実施するとの回答でした。決算資料である固定資産明細書の残高と補助簿である固定資産台帳(固定資産一覧表)の残高は、本来、一致させる必要があります。	A 措置済 ／実施済	平成19年度に取得し、平成20年度に一部除却が生じた配水及び給水設備4資産について、固定資産管理システムで一部除却登録を試みたが、初回の減価償却発生前の一部除却は想定されておらず非対応であった。 システム保守の受託業者が、データベースを直接修正することにより、前述の処理に対応したが、このことを原因として4資産の固定資産台帳に不具合が生じ、平成20年度及び平成21年度の減価償却費が正しく計上されていないことが平成22年4月に判明した。	平成22年9月、システム保守の受託業者が4資産の固定資産台帳を修正し、固定資産管理システムの問題は解消した。また、振替伝票を作成し、修正仕訳をすることにより会計システムにおいても正しい値に修正済みである。 平成20年度分及び平成21年度分の減価償却費については、3月補正予算に特別損失として計上している。	例外的な処理を行った資産については、一部除却等の処理を行う度に固定資産台帳の確認を行う。 また、非対応であった初回の減価償却費計上前の一部除却は現在では対応可能である。		平成23年3月31日
95	建設部 土木管理課	128	意見	道路台帳	豊田市の場合、当年度に完成した道路のデータが道路台帳に入力され、閲覧できるようになるのは、翌年度になりますが、他の自治体においては、道路の供用後1~2か月で道路台帳が閲覧できる例もあります。道路台帳については、供用後早期に調製することが望ましいと考えます。	A 措置済 ／実施済	各事業課から土木管理課に道路台帳作成(補正)依頼が提出され、供用開始告示を行った後、道路台帳を作成(補正)するとともに道路台帳全体の集計を併せて行うため、一定期間を要している。	③措置内容 土木管理課へ道路台帳作成(補正)依頼が提出され供用開始告示を行った後、最小の期間で台帳作成できるように措置している。 具体的には、道路台帳作成対象を前年度3月末までに供用開始した路線としていたが、当該年度12月末までに供用開始した路線に変更している。		平成23年3月31日	
96	総務部 財政課	131	意見	財務書類4 表作成にお ける固定資 産台帳	仮計上されていた資産が本計上され、公有財産台帳上で施設ナンバーが変更された場合には、関連する台帳のデータの整合性を確保するために、固定資産台帳(財務書類4表用)上でも施設ナンバーを変更することが望まれます。	B 措置済 ／決定済	執行時には施設名が確定していなく、(仮)をつけて執行してため、伝票データが仮の施設名で作成されるため、そのまま固定資産台帳(財務4表用)に登録されたため。	固定資産台帳(財務4表用)の(仮)と付いている資産を調査し、名称を修正する。	固定資産台帳(財務4表用)登録時に(仮)と付いている名称が正しいか、担当課等に確認する。		平成23年3月31日
97	総務部 財政課	131	意見	財務書類4 表作成にお ける固定資 産台帳	仮計上されていた資産が本計上され、公有財産台帳上で施設ナンバーが変更された場合には、関連する台帳のデータの整合性を確保するために、固定資産台帳(財務書類4表用)上でも施設ナンバーを変更することが望まれます。	D 未措置 ／未実施決 定済	建物等の施設ナンバーは管財課台帳登録時に付けられるが、管財課台帳登録前に固定資産台帳(財務4表用)に仮施設ナンバーで登録したため。	施設ナンバーはシステム上キーコードである資産番号に設定している。そのため、資産番号と一致させることは、管理しやすくなるメリットはあるが、過去の伝票データとの結び付きがなくなる等の履歴がなくなるデメリットがある。施設の検索は資産名称でも可能であり、メリットよりデメリットの方が大きいため、資産番号の修正はしない。			平成23年3月31日

番号	回答部 課名	頁	分類	件名	内容	①措置等の 状況	②発生原因	③措置内容 ③検討中の理由 ③措置等を講じない理由	④組織としての再発防止策又は改善策等	⑤調整 課	最終 回答 基準日
98	総務部 財政課	133	意見	財務書類4 表作成にお ける固定資 産台帳	財務書類4表用の道路に関する固定資産台帳としては、認定道路と法定外道路の区分を持ち、認定道路の数値について、道路台帳の数値と整合した形で整理することが望ましいと考えます。	D 未措置 ／未実施決 定済	期首貸借対照表作成に際して、道路面積について市道と法定外道路ともに固定資産課税台帳により面積把握を行い、評価額を算定すると平成20年度に決定し、評価したため。	ご意見のとおり、市道を管理する台帳は道路台帳であり、面積の記載もある。一方で取得価額や評価額の記載はなく、法定外道路については台帳が整備されていない。固定資産課税台帳は、市道と法定外道路ともに面積と評価額が記載されているが、市道と法定外道路の区分がない。道路台帳を用いて市道面積の把握を行うと面積の整合性をとれるメリットはあるが、法定外道路面積が把握できないデメリットもあるため、期首貸借対照表作成に際して、固定資産課税台帳から面積を把握することにした。 一方で、市道か法定外道路なのかの区分ができたとしても、総面積は固定資産課税台帳の総面積と変わらず、市で管理する面積は変わらず評価額に変わりがない。費用や評価額に影響がないことを考えると一致させるメリットが少ないため、再整備は行わない。			平成23 年3月3 1日
99	総務部 財政課	133	意見	財務書類4 表作成にお ける固定資 産台帳	道路の底地の評価については、市全体で一つの平均価格を設定して計算していますが、道路用地周辺の地目や地価を考慮した評価とすることが望ましいと考えます。	D 未措置 ／未実施決 定済	期首貸借対照表作成に際して、「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」の「新地方公会計モデル」における資産評価実務手引」に基づき、評価対象地の特性(評価対象数、所在状況等)等を考慮し、平均単価による評価のうち、市全体で一つの平均単価を設定して評価方法を平成20年度に決定し、評価をしたため。	意見と同様のことが「新地方公会計モデル」における資産評価実務手引」に記載されているが、期首貸借対照表作成時は、評価対象地の特性等を考慮し、市全体で一つの平均単価を設定して計算する方法も「新地方公会計モデル」における資産評価実務手引」に基づいており、適切であると考え、再評価を行う予定はない。なお、期首以外の取得資産は取得価格による評価をしている。			平成23 年3月3 1日
100	総務部 財政課	134	意見	財務書類4 表作成にお ける固定資 産台帳	期首貸借対照表の作成に際しての各種資産の評価について、台帳がないものや寄附されたものについて評価を省略しているものがありました。基準モデルは、資産管理のために固定資産台帳を整備することとしているため、台帳がないものについては、固定資産台帳を整備することが望ましく、寄附されたものについても評価を行うことが望ましいと考えます。	D 未措置 ／未実施決 定済	期首貸借対照表作成時に、資産所管課ヒアリングに基づき、財務書類作成上の重要性の観点から、固定資産台帳(財務書類4表用)の作成を省略したため。	期首貸借対照表作成時に、重要性の観点から固定資産台帳(財務書類4表用)の作成を省略したことは、作業の効率性などからも適切であると考え。固定資産台帳(財務書類4表用)の基となる資産所管課の固定資産台帳の一元化については、103のとおりである。			平成23 年3月3 1日
101	総務部 財政課	135	意見	財務書類4 表作成にお ける固定資 産台帳	現状遊休となっている資産について把握し、これを有効活用することが自治体経営にとって重要であり、それが資産債務改革の目的の一つです。したがって、売却可能資産の範囲を「現に公用又は公共用に供されていない公有財産」まで広げることがより望ましいと考えられます。	D 未措置 ／未実施決 定済	売却可能資産については、「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」の「新地方公会計モデル」における資産評価実務手引」により「売却することが既に決定している、又は、近い将来売却が予定されていると判断される資産」とされていたため。	豊田市が行った評価方法も「新地方公会計モデル」における資産評価実務手引」に基づいているため適切であると考え。意見と同様のことが「新地方公会計モデル」における資産評価実務手引」に記載されており、今後、国やワーキンググループの通知等により、変更する必要がある場合は検討する。			平成23 年3月3 1日

番号	回答部 課名	頁	分類	件名	内容	①措置等の 状況	②発生原因	③措置内容 ③検討中の理由 ③措置等を講じない理由	④組織としての再発防止策又は改善策等	⑤調整 課	最終 回答 基準日
102	総務部 財政課	136	意見	財務書類4 表作成にお ける固定資 産台帳	現物の資産の状況を適切に反映していない固定資産台帳では、資産の有効利用を促進し、適切な管理を行うことはできません。固定資産台帳については、資産の取り替えや更新の時期並びに適切な投資額の決定に有用な情報を提供できるような内容で整備することが望まれます。貸借対照表を作成するために固定資産台帳を作成するという意識ではなく、資産の有効利用を促進し適切な管理を行うために、正確な固定資産台帳を作成するという意識に切り替える必要があります。	D 未措置 ／未実施決 定済	国が示した公表スケジュールに基づき、平成20年度に固定資産台帳(財務書類4表用)を作成した。現有の資産の状況は各課が所有する資産台帳で管理している。固定資産台帳については、各課が所有する資産台帳を基に作成した。	ご意見のとおり、固定資産台帳は貸借対照表のためではないという意識は必要であると考え。固定資産台帳(財務書類4表用)は重要性の原則などから台帳の作成を省略し、貸借対照表を作成していることは適切であると考え。また、固定資産台帳(財務書類4表用)に登録されている資産は、毎年度、資産所管課へ処分等の異動状況を照会し反映しているため、現物の資産の状況を適切に反映しており、将来更新必要額など有用な情報を提供できると考える。固定資産台帳(財務書類4表用)の基となる資産所管課の固定資産台帳の一元化については、103のとおりである。			平成23 年3月3 1日
103	総務部 財政課	136	意見	財務書類4 表作成にお ける固定資 産台帳	固定資産台帳の所管部課は、総務部財政課となっており、しかし、固定資産台帳は、現物資産の管理の必要性から資産を所管している各部課が作成・管理し、財産管理担当の部課でとりまとめを行うことが望ましいと考えます。	D 未措置 ／未実施決 定済	平成20年度期首貸借対照表作成時に、各課が所有する資産台帳を基に固定資産台帳(財務書類4表用)を作成したため。	毎年度、貸借対照表作成時に、資産所管課へ取得・処分等の異動状況を照会し、固定資産台帳(財務書類4表用)を修正し、両台帳に反映しているため、現在の方法を変更する予定はない。			平成23 年3月3 1日
104	建設部 街路課	146	指摘	過年度措 置状況	土地異動報告書は払下げの事実に基づいて、速やかに実施することが必要です。	B 措置済 ／決定済	・事業用地は内部管理、代替地等は公有財産台帳に記載など、当課においては管理する用地が膨大であるため。	・代替地等の払下案件については、担当者が予算執行伺作成時に管理課財産台帳と照合し、必要なときは速やかに異動報告書を提出する。	・担当者が作成した予算執行伺の中に管理職の確認欄《公有財産財産台帳との照合》を設ける。		平成23 年3月3 1日
105	都市整 備部 建築住 宅課	147	意見	過年度措 置状況	現状では、今後の利用見込がない物件であり、境界の明確化等の整理を行った上で、普通財産とすることが適切です。	A 措置済 ／実施済	処分計画があったため、処分時に用途廃止及び境界の明確化を行う予定であったが、計画の中止・中断により関連手続全てを中止又は中断してしまった。	平成24年2月8日に土木管理課及び幹線道路推進課へ所管替えした。	利用見込がない物件は、境界を明確にし、所管替え等の整理を行った上で、普通財産とする。		平成26 年2月2 8日
106	建設部 街路課	162	指摘	過年度措 置状況	重複案件について、分筆は平成19年4月1日に行われたにもかかわらず、異動届は平成22年8月にずれこんでいました。異動申告は速やかに行う必要があります。	B 措置済 ／決定済	・事業用地は内部管理、代替地等は公有財産台帳に記載など当課においては管理する用地が膨大であるため。	・代替地等の分筆案件については、担当者が決定書作成時に管理課財産台帳と照合し、必要なときは速やかに異動報告書を提出する。	・担当者が作成した決定書の中に管理職の確認欄《公有財産台帳との照合》を設ける。		平成23 年3月3 1日